

監視専門調査会（第9回）議事録

1 日時 平成24年5月11日（金）10:00～12:30

2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3 出席者

会長 鹿嶋 敬 実践女子大学教授

委員 大谷美紀子 弁護士

同 加藤さゆり 長野県副知事、前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

同 二宮 正人 北九州市立大学教授

同 畠中誠二郎 中央大学教授

同 原田 泰 早稲田大学教授

同 松下 光恵 静岡市女性会館館長

4 議題

「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する関係府省ヒアリング
(配布資料)

資料1 内閣府配布資料（第2分野関係）

資料2 厚生労働省配布資料

資料3 財務省配布資料

資料4 内閣府配布資料（第5分野関係）

資料5 第3次男女共同参画基本計画における成果目標/参考指標の動向

(参考資料)

1 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」関係）の中間整理

2 「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係府省ヒアリング

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。

本日は、議題に入る前に参考資料1を見ていただければと思います。「雇用・セーフティネットの再構築」の中間整理ですが、前回の皆さんの御意見について、まとめ方は私の方に御一任いただきました。それも踏まえまして、事務局と必要な修正をさせていただき、あらかじめ皆さんにはお送りしておりますが、本日、配付資料のとおり確定いたしましたので、まず冒頭に御報告申し上げます。続いて、人事異動ですけれども、まず1月1日付で内閣府審議官が清水さんにお替わりになりましたので、一言御挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

○清水内閣府審議官 清水でございます。男女共同参画会議の一番基本となる調査会だと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○鹿嶋会長 次に、4月1日付の人事異動がありました。調査課長が替わっております。

○三上調査課長 4月1日付で調査課長を拝命しました三上と申します。事務局として、しっかりサポートしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○鹿嶋会長 もう一人、課長補佐も替わりましたので、挨拶をどうぞ。

○中野渡補佐 中野渡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、本日はお手元の議事次第に従いまして、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」について関係府省のヒアリングを行います。

ヒアリングの方法ですけれども、内閣府男女局からの説明後に質疑を行い、続いて、厚生労働省、財務省の順に行っていきたいと思います。更に、その後、内閣府（共生社会政策担当）が説明を行って、質疑を行います。時間がかかなり長くなるかもしれませんが、質疑が終わりましたら、終了した府省の担当者は退出されて結構です。ただし、ヒアリング終了後の議論の際に質問が出る可能性もありますので、その際は後日の対応をお願いできればと思っております。

委員の皆様におかれましても、質問については、できるだけヒアリングの際に行っていただけだと思います。ヒアリング終了後、質問をされる場合には、回答が後日になる可能性がありますので、その件もあらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中野渡補佐 それでは、私から、本日のテーマであります「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」についての第3次男女共同参画基本計画における位置づけ等について説明させていただきます。お手元のピンクのファイルの中の第3次基本計画を御覧ください。

3ページの3に、今後取り組むべき喫緊の課題というものがございまして、そこでは第3次計画の計画期間5年間におきまして取り組むべき課題のうち、特に早急に対応すべき課題が記載されております。その中の②が、今回のテーマとなっております。

読み上げますと、前半部分が、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要であり、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行に変更するといった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

後半部分が、男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、男女の置かれた状況を客観的に把握するための男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、ジェンダー予算の在り方や家庭で担われている育児、介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行うとなっております。

本日は、このテーマに関しまして、関係府省からのヒアリングを行います。お手元の資料の一番後ろになります。先ほどの参考資料1の次に参考資料2というものがついてございまして、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係府省ヒアリングという2枚紙をつけております。

今回のテーマでは、内閣府、財務省、厚生労働省からヒアリングを行うこととしており

まして、それぞれの府省が第3次計画のどの部分の施策を担っているかが書かれております。

その2枚目には、本日のヒアリングと関係する第3次計画の第2分野と第5分野になりますけれども、その具体的施策と女子差別撤廃委員会の最終見解との対比表を配付しております。

また、資料が前後して恐縮でございますけれども、資料5を配付しております。こちらは毎回配付してございます第3次計画における成果目標の動向でございます。今回も、前回配付したのから変更になっている部分を赤字で表示しております。今回は、多くの目標で数値が更新されておりますけれども、全部説明している時間がございませんので、今回のテーマに関連する指標のうち、最新の数値が出たものを幾つか紹介させていただきたいと思っております。

第2分野は新しい数値が出ておりませんが、第5分野、3ページになります。例えば、上から6番目になりますが、男性の育児休業取得率が出ております。これは、前回までの数値は平成22年の数値で1.38%になっておりましたけれども、今回、平成23年度の速報値では2.63%となっております。

また、その2つ下の短時間勤務を選択できる事業所の割合について、平成22年の数値では13.4%となっておりますけれども、今回の平成23年度速報値では20.5%となっております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて、内閣府男女共同参画局からの説明をお願いします。

○高村分析官 内閣府男女共同参画局調査課の高村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

2点、御報告を申し上げます。1点目は、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会が本年2月にまとめた報告書につきまして、本日のテーマに関連する部分を御紹介させていただきたいと思っております。2点目でございますが、第3次男女共同参画基本計画の第2部のうち、同じく本日のテーマに関わる部分について内閣府の取組を御説明させていただきますと存じます。

まず、お手元の印刷された報告書、ピンクのファイルとは別にお配りさせていただいている報告書がございます。1cmぐらいの厚さのものでございますけれども、「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書平成24年2月」となっておりますものを御覧くださいませ。この報告書は、昨年1年間、基本問題・影響調査専門調査会の下に、「女性と経済」及び「ポジティブ・アクション」という2つのワーキンググループを設置しまして、それぞれ約1年間検討してきた内容です。開けていただきますと、2枚目の黄色い中紙をめくっていただきましたところに目次とございます。

第1部が「女性が活躍できる経済社会の構築に向けて」、そして1枚おめくりいただきますと、裏側が第2部となっております、「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・

学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」ということで、2部構成になっております。

第1部が、女性と経済ワーキンググループがとりまとめた部分です。この中から、本日は、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関連する部分といたしまして、「制度・慣行の見直し、意識の改革」について、現状と課題及び、取組の方向性について示した部分の概要を御説明させていただきたいと思っております。

11 ページを御覧ください。「(3) 制度・慣行の見直し、意識の改革」とございます。

まず、冒頭に基本的な認識が示してございますけれども、税制・社会保障といった社会制度と人々の意識は相互に影響し合っており、我が国の場合には、男性片働きを念頭に置いた従来型労働モデルを前提にして、税制や社会保障制度が構築され、それは女性の生き方や働き方に中立でないという指摘がなされておりますけれども、それが人々の意識に影響を与えるとともに、またその意識が逆に社会制度に影響を与えている状況もあるということが述べられております。

少し後ろの方になりますけれども、図表を御覧いただきたいと存じます。72 ページ、図表 47 がございます。こちらでは、第1子出産前後に継続就業している女性の割合が余り増えておらず、第1子の出産を機に離職する女性が現在も6割以上いるということが示されております。

しかし、女性が就業を希望していないのかということですが、それにつきましては、あちらこちら飛んで恐縮ですが、68 ページ、図表 39 を御覧いただけたらと存じます。薄い黄緑で枠がけをしているところが、就業を希望しながら、今、働いていない女性ですが、30歳を中心に働きたいという希望を持っている方が分布している状況を御覧いただくことができます。

こうした女性の就業の状況と、税制・社会保障制度の関係ということですが、74 ページの図表 51 を御覧いただけたらと思っております。こちらには、既婚女性に限りまして給与所得の所得分布というものを載せております。これにつきましては、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代と年代ごとに所得分布を示しておりますけれども、30歳代以降のところでは100万円を中心とする所得階層に集中が見られることが見てとれます。このような集中というのは、未婚女性には見られない現象でございます。

72 ページの図表 48 に税制と社会保障制度の概要についてお示ししておりますので、税制とか社会保障の上から100万円前後、103万円あるいは130万円という金額に意味があることが示されており、現行の税制や社会保障制度が、女性の就学の在り方に影響を与えていることが考えられます。

また、75 ページ、図表 52 を御覧いただきますと、そこでは就業調整をしている人が、パートタイム労働者のうち約4分の1いることが示されております。

続きまして、76 ページの図表 53 でございますけれども、配偶者控除というものの適用の割合を、給与所得の階級別にお示ししております。これを御覧いただきますと、所得が

高い層で配偶者控除の適用率が高いということがございます。

それから、社会保障制度についてですけれども、77 ページの図表 55 を御覧ください。こちらは、妻の第3号被保険者の割合を、夫の稼得所得階級別に示しております。妻が第3号被保険者である割合というのは、夫の所得が高いほど高まる傾向があることが示されております。こちらは、後でまた御説明しますが、国民生活基礎調査の2次分析としまして、女性と経済ワーキンググループの委員であります北海道大学の安部由起子先生の分析によるものでございます。

また、慣習ということで、79 ページの図表 60 を御覧いただけたらと思います。こちらは、働き方ということで、収入を得るための仕事と、それから家事、看護・介護、育児などに対する時間の使い方を、男女別、年齢階級別に示しております。男女でかなり差がありまして、家事、介護・看護、育児などは、主に女性によって担われているということが御覧いただけます。

また、国際比較を 80 ページの図表 61 にお示ししております。こちらは、男女別に週の労働時間の分布を示しております。イギリス、ドイツといった国に比べまして、日本の場合には男女でかなり違いが見られるということが御覧いただけます。

また、これらの就業の仕方、働き方の状況というものの積み重ねとしまして、図表 62 でございますけれども、貧困の状況についてお示ししております。左上のグラフは、年齢層別、性別の貧困率ですけれども、2010 年の調査で御覧いただきますと、女性は高齢期に貧困率が非常に高くなるという状況をお示ししております。

これらの状況を踏まえまして、今後の必要な施策とされましたのが、16 ページ、「イ 必要な施策」として示されている部分になります。

まず、(ア) では、子育て支援制度の充実の必要性を述べております。

(イ) では、配偶者控除、第3号被保険者制度等の制度・慣行の見直しが必要であると述べております。

(ウ) では、社会の意識が十分に変わっていない中で、女性が働き続けていこうとするときに直面する様々な課題とか悩みを乗り越えていくための、メンターとかロールモデルが必要であるということ述べております。

(エ) では、仕事と生活の調和の更なる推進が必要であるということ述べております。

続きまして、基本計画の2分野に関しまして、内閣府の取組を御説明させていただきます。別の資料で、本日お配りしているものの資料1-1を御覧ください。こちらの方は、内閣府提出資料となっております。これは、第2分野、先ほど中野渡の方から説明がございました分野ですが、まず男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しとしまして、「オ. 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等についての調査等」でございまして、

これにつきましては、ただいま御説明しましたとおり、基本問題・影響調査専門調査会で、「経済社会における女性の参画や能力の発揮の現状及びそれを阻む要因」について幅広

い観点から分析いたしました。また、「女性が活躍するための推進方策等」を検討しまして、今、御覧いただきました報告書に取りまとめをしております。こちらは、本年2月に公表しております。

また、この報告書の公表を踏まえまして、男女共同参画会議は、政府が重点的に定める取組として、今後の取組事項を決定しております。これは、先ほど御覧いただいた専門調査会報告書の表紙を開けていただいたところに、決定した内容についての紙を挟んでおりますので、御参考までに御覧いただければと存じます。

そして、資料は参考1、2、3、4と続きます。こちらは、今、申し上げた男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会の分析を再度掲載しております。いずれも先ほど御紹介させていただいた資料でございますので、内容の説明は割愛させていただきます。

参考4につきましては、1枚物でお配りしましたものでございますが、税制・社会保障制度に関連する部分を抜粋してございます。男女共同参画会議の決定として、生き方・働き方の選択に対する中立性及び世代間・世代内での公平性が確保された税制・社会保障制度の構築に向けた検討を進めるということを、男女共同参画会議の方で決定しております。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは、第2分野の「4. 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供について」という部分でございます。

まず、「ア. 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施」ということで、①は、諸外国における専門職への女性の参画に関する調査を実施いたしまして、平成23年11月に公表しております。

②統計調査等の充実につきましては、幾つかの項目がございます。まず、男女共同参画に関する施策についての苦情内容等の把握をいたしております。これは、国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画社会の形成の促進に関する反映状況の情報を取りまとめ、定期的にこの監視専門調査会へ報告するというものでございまして、一番近いところでは、昨年、平成23年7月22日に開催されました第4回の監視専門調査会で、事務局より御報告させていただいているところです。

続きまして、7ページでございますが、男女共同参画に関する年次調査を実施しております。先ほど資料5で成果目標が更新された箇所が随分あるということでございましたけれども、これらの調査の結果、更新された部分も相当ございます。

それから、男女共同参画に関する個別調査の実施をしております。この中の一番上、「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書は、連休前、4月の終わりに公表させていただいたものですが、内容については後ほど御紹介させていただきます。

それから、7ページの一番下でございます「男女共同参画社会に関する世論調査」につきましては、特に明確なルールはないのですけれども、実績といたしましては、おおむね2年から3年置きの周期で実施してきたものでございます。ただ、これは明確なルールがないものですから、実は今時点で次回の実施のめどは立っていない状況でございます。

8ページを御覧ください。「イ. 調査や統計における男女別統計（ジェンダー統計）の充

実」でございます。

まず、2次利用の推進を進めてまいりました。これは、政府統計の2次利用（特別集計）を男女共同参画局において進めてまいりました。例えば先程も御紹介させていただいた第3号被保険者制度の状況とか、男女別の貧困の状況などは、女性と経済ワーキンググループの方で政府統計の2次利用をした結果として公表させていただいたものです。

また、これ以外にも、「経済センサス」「事業所・企業統計」というデータの2次利用をしております。こちらの方も、調査報告書の方には入れておりますけれども、事業所の活動の状況につきまして、個人事業主の性別ごとに新設とか廃止の状況、また雇用の喪失の状況などを分析しております。

開けていただきますと、図表37や38がそれに当たります。例えば図表38は女性個人事業主の新設事業所では女性個人事業主も含めまして、従業員の9割以上が女性であるということが明らかになりました。もちろん、規模が小さいですし、雇用形態の問題もあるわけですが、女性の起業というのが女性の就業機会の拡大にも貢献していることが分かりました。

それから、2点目の基本計画「成果目標」に定める指標というものを、先ほど参考5でお示ししましたけれども、第3次基本計画の中に定めております指標を、この監視専門調査会の開催の都度、アップデートしまして公表させていただいております。

また、各種の政府の計画における数値目標について、その達成状況を可能な限り男女別に示すように努めるとされている点につきましては、数値目標である達成目標の人に関わる成果目標というのは、かなり男女別表記をされております。これまで男女別に示されていないものを参考までに8ページに示しております。

続きまして、9ページです。ジェンダー統計に関する国際的な議論の展開への参画と貢献を進めてまいりました。こちらは、ジェンダー統計、男女別等統計ということですが、国際的には1995年の北京行動綱領で定義がされたわけですがけれども、その後15年以上たちまして、各国・各地域、様々に取り組んできた結果として、進捗の状況に相当ばらつきが出てきたということがございます。

それを再度活性化しようということで、2006年から国連統計部を中心に世界ジェンダー統計プログラムというものが進められてきましたけれども、2011年の国連統計委員会でそれが改めてレビューされました。レビューするとともに、今後、更に世界的にジェンダー統計の取組みを進めていくということが合意されました。

日本政府といたしましては、1962年からほとんどの期間、国連統計委員会の委員国の一つとして積極的な活動を行ってまいったわけですがけれども、ジェンダー統計に関する決議の際にも総務省とか内閣府などから担当者を派遣しまして、そういったジェンダー統計の再活性化に向けた取組みに対して賛意を示すとともに、第3次男女共同参画基本計画において、82の数値目標を設けたこと、また、今後、モニタリングを行いながら進捗状況を確認していくということについて、積極的に発言して報告をいたしました。

また、ジェンダー統計グローバルフォーラムにもパネリストとして参加しておりまして、先ほど御紹介したような影響調査の結果を報告しております。こちらの方では、様々なデータソースを使っていることですか、男女別に加えて、年齢別・所得階級別、学歴別など、複数の観点を組合せて分析をしているということ。また、国際的にはデータの蓄積がこれからとされている時間利用調査とか世帯内の意思決定、また女性の起業などに関するデータについても、既に日本には蓄積があり、それを課題の分析に用いている。

それから、国際機関のデータベースというのも問題意識を共有しながら活用している。それから、そういった分析結果を基に政策提言を行うというプロセスを踏んでいるという点につきまして、高い評価が得られたと考えております。

また、これらの取組みを SIAP（国連アジア太平洋統計研修所）というものが幕張にございまして、日本政府はこの研修所を招致して、40年以上にわたって運営のサポートをしているわけですが、そのサポートをしている総務省とも御相談しながら、こちらでやっているジェンダー統計などの紹介を、そういったところで講義として持たせていただく活動しております。

続きまして、10 ページは、「ウ. ジェンダー予算の推進に向けた検討」ということで、「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査」を実施して公表しております。

北欧でのジェンダー予算などの実態について調査したわけですが、主たる発見としましては、影響評価を実施することが非常に大事な課題と捉えられているということ。そして、どういう切り口から影響評価をするのかということに非常に大きな関心がありまして、その評価した結果が予算書の序文に記載されるというプロセスをとっていることがわかりました。

それから、「エ. 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施」については、社会生活基本調査、5年に一度ずつ実施されるものですが、平成23年度に実施されました。今年度、順次公表されていくことを受けまして、結果報告を待つ男女共同参画局としても分析してまいりたいと考えております。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

続いて、「男性にとっての男女共同参画」の報告書を願います。

○小林推進課長 推進課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2を御覧いただきたいと思います。「男性にとっての男女共同参画」の調査でございますけれども、これは第3次男女共同参画基本計画で重点分野として、男性にとっての男女共同参画というものが新たに盛り込まれたところでございます。ピンクの一連のものが冊子類の中についておるかと思っておりますけれども、その23ページを御覧いただきたいと思います。男性にとっての男女共同参画で、具体的施策の①、②に男性の男女共同参画に関する総合的な調査の推進ということで、ここで調査を行うことが盛り込まれ

てございますので、これに基づいて今回、調査したということでございます。

中身でございますけれども、資料1-2で、男性の役割分担意識に関する意識を5つの志向性に分類した上で、それぞれの度合いがどのくらいかということと、その志向性と日常生活の行動等との関連性を明らかにしたものでございます。インターネット調査で、男性については11月、女性は補足的に実施しております。

男性の役割分担意識に関連する5つの志向性につきましては、主導権役割志向、経済的役割志向、社会的役割志向、私的感情の抑制志向、日常生活依存志向に分類してございます。中身は、また後で御覧いただければと思います。

2番で、その志向性の度合いについて、特徴的なものを示させていただいております。特に、男女のギャップなどから見る志向性の度合いということで、役割志向に関する質問項目が幾つかございますけれども、その中の一つとして、「妻や恋人に自分の意見に従ってもらいたい」という質問がございます。これに、従ってもらいたいと回答した男性は、全体では3割強でございますけれども、男性の収入が高くなると肯定する者が増加するという傾向が見られるところでございます。

それから、2ページは、経済的役割志向についての質問項目の一つとして、男性に対する質問ですけれども、「家族のために、仕事は継続しなければならない」にそうだと回答した男性は、全体の8割弱でございます。正確には、計のところでは77.0%となっておりますけれども、これが肯定的な回答をした男性の割合ということでございます。

男性に同様の役割を期待する女性も、全体の8割ということで、こちらも非常に多いということでございます。2ページの下の方の棒グラフでございますけれども、正確には80.2%の女性が、男性は家族のために、仕事は継続しなければならないと回答しているところでございます。

それから、3ページは、経済的役割志向の中で、「妻にはできるだけ稼いでもらいたい」と思うかという質問です。稼いでもらいたいと回答した男性は、全体の2割弱ということで、妻が働くことを期待しない傾向が男性に見られる。特に、既婚者においては、年代が高くなるほど稼いでもらいたいと回答する者が減少します。

一方で、女性の方は、自分もできるだけ稼ぎたいとの回答が全体の5割弱を示しています。ここは、男女間のギャップがあるところかなと考えております。

それから、4ページでございますけれども、社会的役割志向の一つの項目として、「仕事で業績を上げ評価されたい」と回答した男性が全体の6割強でございます。女性では、7割強が夫に同様の期待を持っております。それで、男性の場合は、年齢が高くなると仕事で評価されたいと答える男性は減少していくのですが、女性は余り減少しない。年齢が高くなると、男女間というか、夫婦間のギャップが広がっていく傾向が見られるということでございます。

それから、その下、大きな3 日常生活の意識・行動と5つの志向性の関連について、本当に簡単に御紹介させていただきます。御夫婦の会話の頻度と5つの志向性の関連でござ

ざいます。夫婦の会話の頻度が高い場合は、男性の主導権役割志向、これは重要事項を決めるのは自分であるという志向性でございますけれども、それから日常生活依存志向、私的感情抑制志向が低い傾向が見られました。これは資料1-3の方にグラフをつけてございます。後で御覧いただければと思いますけれども、そういう傾向が見られます。

あと、夫婦の会話の頻度が高い場合は、「何もやる気がしない」と感じる事が少ないという、よい傾向が出ているということだと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。今日の「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」というテーマは、男女共同参画社会の形成の中のかなりコアになる部分だと認識しています。制度・慣行が中立的かどうかという問題提起、それから固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の改正を行うということで、今様々な矛盾点を図表等も含めて説明していただきましたが、今の説明の中で御意見、質問があればお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 質問ではございません。ただ、資料5で成果目標の動向についての御説明をいただきましたので、関連して、1つ取組の御紹介と意見を述べさせていただきたいと思えます。

長野県では、この4月からポジティブ・アクションの取組みを始めましたので、簡単に御紹介させていただきたいと思えます。それは、個々の審議会等の委員に占めます女性委員の比率が、長野県の場合、目標を50%と設定しておりますが、それを下回る場合には、開催に合わせまして、その理由をホームページに公表することにいたしました。この取組が女性委員の登用のプレッシャーになることを期待しているところでございます。

これからは意見でございますが、今後、男女共同参画会議で女性委員登用の議論をする場合には、国におきましても、この目標を下回る場合の理由の公表を是非採用していただきたいと思えます。それから、次の男女共同参画基本計画には是非盛り込んでいただきたいと思えますし、ほかの自治体でも広がることを期待しているところでございます。

なお、詳しくは、長野県のホームページ、男女共同参画のメインページに詳しく御紹介させていただいておりますので、御覧いただければと思えます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 審議会の委員ですね。

○加藤委員 はい。

○鹿嶋会長 ほかに御意見ありますか。

○原田委員 これは質問ですが、資料1-1のジェンダー予算の推進に向けた検討で、フィンランドの例で、影響評価を実施し、予算書序文へ記載と書いてありますが、この意味がよくわかりません。予算書序文というのは、予算書に目的を書くということなのですか。分からなかったもので、説明していただければありがたいと思えます。

○高村分析官 予算書の序文に、その予算の編成方針のようなものを書くことになってお

りまして、編成方針のところにも男女共同参画を更に進めるということ、具体的な施策、若しくは各省庁の取組のプロセスとして、どういう点に取り組んでいるかということを書くということを実行しているということでございます。

ここでは、例えば教育省ということで取り上げさせていただいているのですが、教育に関する施策の予算の配分については、女子と男子の科目選択に影響をもたらすことができるように、つまり、今、非常に男女の課目選択に違いがあるので、その違いが是正されるような方向で影響をもたらすという意味です。もたらすことができるように働きかけを続けるという意識を持って、予算というものを編成するのだという意思表示と捉えております。

○原田委員 中身は、まず男性の中退が多いという話を書いてあって、その後に女子と男子の科目選択の違いと書いてあって、どう違って、どうなるのかということを書いていない。背景が分からない人には、謎のような文章だと思うのです。日本の役所の文章にも、このぐらい謎めいたものはあると思うのですが、そういうものなのですか。

○高村分析官 これは、現地で入手した資料をそのまま訳したものですので、この文書の中には余り詳しく書かれていないということだと思います。ただ、各省間でこういった分析を共有するためのネットワークというか、会合みたいなものを定期的に持っているということがございまして、そちらの中で細かい背景とか、どういう視点で分析しているかという情報の共有化は行われているということでもございました。

○原田委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 この報告書もシンクタンクの専門調査員が行って、向こうで聞いてきたのですけれども、微に入り細をうがう質問については、答えられないのでしょうか。要するに、これについて向こうで一問一答してきたわけじゃないですね。

○高村分析官 それもそうなのですけれども、全体としてすごく微に入り細に入り、取組をしているということではなかったと理解しております。つまり、男女共同参画ということを各施策でどういう観点から配慮するのかということの、視点というものをみんなで共有しようということに主眼が置かれていると、そういう取組を進めているのだということでもございました。

○鹿嶋会長 初めて第3次基本計画にジェンダー予算の概念を入れたので、こういうレベルから少し大きく膨らませていけたらなというのが私の認識なのです。

○高村分析官 男女の置かれた状況に大きな差があって、是正が必要な場合、その差を縮めるというそういった視点を、お金の配分をする上で考慮していくという姿勢を示すところに重きが置かれているという取組と理解しております。

○原田委員 わかりました。

○鹿嶋会長 ほかによろしいですか。

○二宮委員 小林さんの方から御説明があった資料1-2、資料1-3の関係についてなのですけれども、ある意味で言えば労働をし、収入、稼ぐという意味合いでこの質問項目

が構成されているかと思うのですけれども、仕事に対して、自己実現とか、あるいは仕事を通じて自己の向上という面で、特に収入が多いところの男性の志向についての調査とか、さっきの話で言えばクロス分析になるかと思うのですけれども、今回、その辺のデータとかは特になのでしょうか。

○小林推進課長 意識と男性の収入との関係ですね。

○二宮委員 自己実現とかの視点で、本来であれば女性でも働く機会があるべき。これは、収入が多いか少ないかで、収入が多い男性のところでは期待が少ないとか、あるいは主導的に抑え込むという傾向が見えているかと思うのですけれども、もともとお金を稼ぐということだけではなくて、自己実現とか自分の人格の向上とかを含めて、仕事に対するとらえ方とか、もう少し違う見方があるはずなのです。その辺のところについての男性の意識というのは、今回の調査で調べられていて、そのクロスがあるのかということなのですが。

○小林推進課長 おっしゃっているようなもののクロスは恐らくないと考えてございまして、今回の調査は、資料1-3の一番最後で、5つの志向性の強度がどのぐらいの強さかを調べた上で、それと男性の労働時間とか収入とか配偶者の就業形態とクロスしているものがございすけれども、それは仕事のやりがいではなくて、例えば20ページの社会的役割志向の質問項目で、仕事で業績を上げ評価されたい、仕事では競争に勝ちたいというのがありますけれども、これと例えば男性の収入とのクロスというのはございす。そういうものという御趣旨ではないですね。

○二宮委員 はい。それで、今後、先ほど高村さんの方から説明もあったように、今までの労働形態を変えてやっていくときに、受け皿を整備していかなければいけないと思うのですけれども、その受け皿の一つには、男性と女性が仕事に対する意識を変える側面も必要になってきて、今のような労働、イコール稼ぐだけであれば、稼ぐ必要のない家庭では、男女の役割についての意識の変化がなかなか生まれませんと思います。

その意味で言えば、意識の変化とかが今後新しい労働形態とか労働モデルを入れていくときに、女性が働くことの意味について、男性にいかに関心させていくかという取組みをあわせてやっていかないと、結局は高い収入の家庭では、女性が働くチャンスというものが、今回、仮にモデルを変えたとしても増えるのかという疑問が少し残る気がします。意見です。

○鹿嶋会長 でも、2番の結果など、おもしろい調査ですね。

○二宮委員 おもしろいと思います。

○小林推進課長 どうもありがとうございます。世論調査の御紹介をさせていただいて、その中で性別役割分担意識が、男女それぞれ、肯定する人、否定する人がどれぐらいか、時系列的にとっています。今回の調査は、特に固定的役割分担意識の中のどの部分がどれぐらいの強度かを調査するという趣旨でやらせていただいて、御趣旨とは違うものになっているかもしれませんが、今回はそういう趣旨で調査させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○鹿嶋会長 3ページ、妻の働きを期待しない男性というのが、どこかの調査では、結婚後も働き続ける支持率が男性の方が高かったのではなかったかな。かなり前に結果が出ていたはずですが、いや、いいです。

○高村分析官 ジェンダー予算の件で説明が十分でなかったかなと思ひまして、少しだけ補足させていただきたいのですけれども、スキルの意味がかなりあるのではないかと当初思っていたわけですが、実際に調べてみると、そのスキルとしての部分というよりは、そういった考え方を社会全体で共有するのだ、そういうマインドを広めるのだということに重きが置かれていることがわかったということをお知らせさせていただきます。

ですので、基本的に社会全体として、全ての市民が経済的に自立する、生計を立てていくことを可能にすべきであるという考え方があるのだということが報告されていまして、全ての国民が生計を立てるといふ考え方を基盤にすれば、そのための国の経済的な資源も、性別とかによらずに平等に分配されるべきであって、そういった観点からお金の使い方について男女というものを意識的に考えていく。そういうマインドというものを広く共有しようということに主眼が置かれているということでございます。

○大谷委員 2点質問なのですけれども、1点目は、今の資料1-2の調査に関する質問です。大変興味深い調査の御報告をいただきありがとうございました。私の質問は、これは特に男性の意識についての調査ということなのですが、調査対象は補足的ということなのですが、女性3,000人も行っていらっしゃるということですね。

そうしますと、例えば4ページの仕事で評価されてほしいと期待し続ける妻という項目なのですが、男性の方の回答が仕事で業績を上げ評価されたいが何割か。それから、女性の方は、夫には仕事で業績を上げ評価されてほしいと答えたのが何割かという分析をされています。

ここを拝見したときに、ちょっとだけ残念だったなと正直に思いましたのは、例えば質問自体をニュートラルにさせていただいて、あるいはもうされたのかもしれないのですが、仕事で業績を上げ評価されたいという質問を、男性にも女性にもさせていただいて、それがどうだったか。もう一つの質問の方も、夫と限定せずに、配偶者には仕事で業績を上げ評価されてほしいと質問させていただいて、男性・女性がどう答えるか。そういうふうな質問を組んでいただいて、両方に同じように質問していただくということが、統計のとり方としてもニュートラルで、質問の仕方と対象者自体に少し誘導があるというか、そのこと自体に少し固定観念があるような感じを受けまして、残念に思いました。

全体としては、大変興味深い、非常に有益な御報告だと思うのですけれども、今後そうしていただけるといいのかな。あるいは、私の誤解で、されていて、ここに載っていないだけでしたら教えていただければと思います。

もう一つの質問は、ジェンダー統計で資料1-1の中のスライド8の下の部分です。私が聞き漏らして理解不足なのかもしれないので、確認させていただきたいのですけれども、

これは人に関わる成果目標は、今、男女別で統計をとっていらっしゃるのだけれども、基本計画「成果目標」に入っているものの中で、男女別にとられていないものという理解でよろしいのでしょうか。

そうしますと、今日、参考資料1でお配りいただいております、この監視専門調査会で意見を中間整理した中で、2ページ、1の(4)の最後の方、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握する必要があることから、政府においては、可能な限り男女別データを集計するという意見を申し上げていくとか。

それから、2 若者を初めとする雇用対策等の強化で、フリーター数のことを述べております。たしかこの調査会の議論の中でも、ニートとかフリーターというものが、イメージとして、男性が仕事をしていない、あるいは男性が定職についていないと、ニート、フリーターと呼ぶけれども、女性が仕事をしないで家にいても、別にわざわざニートと評価していないのではないとか、そういう議論があったような記憶があります。それはちょっと重要なことだと、当時も意見を伺って思っていました。

それで質問は、現在、フリーター数は男女別でとられているという理解でよろしいのでしょうかということ。それから、本日、男女別表示がないものとして、地域若者サポートステーション事業におけるニートの就職等進路決定者数の男女別表示がないというお話だったのですが、ニートそのものというのは、現在、統計として定義されて、男女別関係なしにとられているのか。それから、多分男女別はないのではないかと推測するのですが、ないという理解でよろしいのかということが質問です。

○小林推進課長 男女共同参画の意識調査の件の方でございますけれども、委員のおっしゃるように、それはしておりません。同じ項目を男女それぞれには聞くことはしていませんので、女性は補足調査ということで、男性がこうであってほしいかどうかということで聞いてございます。逆のものは、今回の調査で聞いていません。もちろん、あった方が更におもしろいものになるというのはおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、今回の調査の目的が資料1-3にございます。

もともとの男女計画の中の男性の意識調査というのが、男性の固定的役割分担意識の解消に資するような調査ということなので、男性の固定的役割分担意識がどうなっているのかを調べるために実施したものでございます。それが女性側から、更に男性の固定的役割分担意識を加速させているのかどうかを見るための補足調査という位置づけでやったものでございますので、今回のような調査をさせていただきました。

○高村分析官 御質問の点で、まずフリーターの数についてでございます。これは、本日、お手元でございます資料5の4ページの第7分野の最後にフリーター数というものがございまして、計画策定時に178万人であった数を平成32年までに124万人に減らすという成果目標の対象になってございます。これについては男女別に数字を把握することができます。ただ、委員御指摘のとおり、定義についての違いというところは確かにある状況でございます。

ニートにつきましても、成果目標の方には入ってございませんけれども、数については男女別に把握できる状況でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ちょっと時間が押してまいりました。

次に、厚生労働省の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小野厚生労働省企画官 厚生労働省年金局の小野と申します。本日は、お手元の資料2に沿いまして、第3号被保険者の件、またパート労働者への年金適用の拡大の件につきまして、現在の社会保障・税一体改革の中でこういった議論が行われているかということをお紹介したいと思います。

資料2の1ページ目は、公的年金制度の仕組みということでございます。先生方、もう重々御承知のところでございますので、突っ込んだ説明はいたしません、左側に書いてございます第3号被保険者。第2号被保険者、民間サラリーマン、公務員の配偶者の方々が第3号被保険者になるわけでございます。また、非正規労働者という意味でいきますと、ほとんどの方がこの第3号被保険者あるいは第1号被保険者になるということでございます。

2ページ目でございますけれども、民主党マニフェストにおける年金制度改革案をお紹介させていただいております。新たな年金制度を構築しますということで、今、政権・民主党の方で御検討いただいております。基本的には党の方で議論が進んでいるところでございますので、私どもといたしましては、党の御議論を見ながら話を進めているところでございます。

その党の御議論の中ではどういうことが書いてあるかというのが、ここに書いてあります。18. 一元化で公平な年金制度へという中で、具体策のところでございます。右下の図は、新聞などでよく紹介されてございます。年金制度の骨格のところにあります。全ての方が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続が不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。

所得比例年金というものをつくりまして、所得が同じであれば、同じ保険料を負担して、納めた保険料を基に受給額を計算するような仕組みをつくります。その上で、消費税を財源として最低保障年金というものをつくって、所得が全くない人も含めてですが、全ての方が7万円以上の年金を受け取れるようにすると言っています。そして、所得比例年金を一定額以上もらえる方は、最低保障年金を減らして、最後は最低保障年金を出さないということになるわけでございます。

この最低保障年金というのができる世界になりますと、一人一人に年金権が確立されることになっていきます。今も確立されてはいるわけですが、要は扶養、被扶養という関係ではない形での構想になりますので、この世界に完全に移行すれば、第1号、第2号、第3号というものはなくなるということでございます。

3ページ目でございます。そういった社会保障・税一体改革関連の年金関連の議論がどう進んでいるかというところでございますが、これは昨年6月30日の政府・与党での決定

でございます。

Ⅲ 年金のところの1つ目の白丸が、今、私が申し上げました新しい年金制度の創設の実現に向けて取り組むということを行っているわけでございます。

白丸の2つ目が、その新しい年金制度の創設はするのだけれども、時間がかかるので、それまでの間、今の仕組みをいいものにしていきたいと思いますというのが幾つか挙げられております。

黒ポチの2つ目のところに、今回の会議の議題であります、短時間労働者に対する厚生年金の適用の拡大の話、あるいは第3号被保険者制度の見直しの話が掲げられております。

4ページ目は、第3号被保険者制度の見直しの議論がどう進んだかでございます。6月30日の成案の決定後、昨年8月から厚生労働省の審議会の方で検討を進めたわけでございます。

現状は、この場でいろいろ話があったことかと思えます。今の第3号被保険者制度に対する批判の整理であります。

検討の方向ということで、新しい年金制度の方向性（二分二乗）を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討するというところでございます。この二分二乗という考え方も、先生方、御存じだと思うのですが、今の典型例でいきますと、サラリーマンの男と専業主婦の妻というカップルの場合、夫の厚生年金の半分を夫婦が共同して負担するのだということで、2つに分けるとというのが二分二乗という発想なわけでございます。

これが新しい年金制度とどう関係があるのかというのが、この括弧書きのところの意味です。恐縮ですが、2ページ前に戻っていただいて、民主党のイメージ図、絵があるところを見てください。

なぜ二分二乗というのが新しい年金制度で、この民主党の年金スライドでも適用するという御検討が進んでいるかという話になるわけでございます。この場合ですと、その典型例でいきますと、大変収入の高い夫と専業主婦の妻という御家庭の場合、夫が黄色の右端に行くような年収の方であったとします。そうであったとしても、奥様の方は所得がゼロ、働いていらっしゃらない。そのゼロの奥様についても、税方式での7万円の最低保障年金が払われることになる。

それは、ちょっと不合理なのではないかという発想があるということでございまして、二分二乗方式を入れる。発想としては、この新しい年金制度でもその報酬を入れるという方向で、今、話が与党の方で進められているわけでございます。

恐縮でございます。5ページをおめぐりいただきたいと思えます。そんな感じで話は進んでおります。ただ、新しい年金制度につきましては、まだ成案ができておりませんので、新しい年金制度の議論の中では、この二分二乗を踏まえつつ、引き続き検討するというところで、そういった話がまだ進んでいるところでございます。

では、今の仕組みについてどうなのだという話になるわけでございます。この星印に書

いてあるように、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行うという中で、法案が提出されていったわけでございます。

6 ページ目は、社会保障・税一体改革大綱の中で、新しい年金制度についてはどのように記述があるかということをお紹介したものでございます。今回の会議のテーマに則することは、直接文字では書いていませんので、この説明は省略させていただきます。

また、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用の拡大については、今回やったわけでございます。8 ページ目は、短時間労働者への健康保険・厚生年金の現状の適用についての資料でございます。

フローチャートにございますように、通常の労働者の4分の3以上の1週間あるいは1日の就労時間になっているかどうか。4分の3以上ということになりますと、短時間の方でもフルタイム相当ということになりまして、厚生年金でいきますと本人という扱いになるわけでございます。4分の3未満で配偶者でない方の場合には、第1号被保険者ということになります。配偶者である方で、例の年間収入130万円のところでの区分けがございまして、130万円以上の方は第1号被保険者、130万円未満の方は第3号被保険者になるわけでございまして、短時間労働者の方は第1号あるいは第3号になるわけでございます。

9 ページ目は、今回の制度改正での適用関係の変化でございます。

赤い点々と赤い矢印を除いた図が今の仕組みでございます。縦軸に年収、横軸に週所定労働時間と書いてございます。週所定労働時間が正社員の4分の3以上の方は、年収の額にかかわらず、第2号被保険者になるわけでございます。その4分の3未満の方につきまして、年収130万円以上の方と以下の方で分かれているというのが、現行の仕組みでございます。今回の制度改正では、この正社員の4分の3を2分の1のところ拡大していくということでございます。

もちろん、ほかの要件もございまして、全ての方に当てはまるわけではないわけですが、この正社員の4分の3要件に関しましては、2分の1の方に拡大するというのが今回の制度改正でございます。

10 ページ目と11 ページ目は、その背景になるデータを幾つか整理しております。

今日の会議に則した部分だけざっと申し上げていきますと、1つ目といたしましては、現状①と書いてあるところでございます。非正規労働の方が増えているわけでございます。雇用者全体に占める割合（若年世代）という左側のグラフでございますけれども、若年者を中心に非正規労働者が増加してございまして、年代別に見ましても、どの世代でも年を追うごとに非正規労働の割合が増えているという傾向が見られます。

右側のグラフでございますけれども、これは男女別に分けた一般労働者とパート労働者の賃金の分布でございますけれども、男性・女性ともにパート労働者の方の賃金が低くなる傾向がございまして、更に言いますと、年齢が上がっても賃金が上がらない傾向にあるというのが現状でございます。

現状②でございますけれども、母子世帯が増えていて、多くが非正規労働に従事してい

る。グラフの左側が母子世帯の推計数でございますが、母子世帯が増える傾向でございます。

右側のグラフでございますけれども、母子世帯になる前に働いていらっしゃらなかった方の、調査時における就業状況でございます。働いていなかった方が調査時には働いている方が4分の3いらっしゃるわけですが、4分の3働いている中でも、半分以上の方が臨時・パート、派遣社員といった非正規労働に従事されている方が多いということでございます。

11 ページ目でございますけれども、週労働時間 30 時間未満の非正規労働の方に社会保険が適用されていない現状を説明しております。

週 20 時間から 30 時間、今回の適用の拡大になる部分でございますけれども、その方は、男性・女性合計で 400 万人いらっしゃるわけでございます。企業の規模や業種により偏りがあるわけでございますけれども、真ん中のグラフでは企業規模別となっておりますが、非常に小さいところと大きいところに二極化しております。更に業種別ですと、卸売・小売、飲食店等個人サービス、医療・福祉という部分に多くいらっしゃいます。

現状④は、どちらかといいますと 1 号被保険者向けの話でございますので、ちょっと省略させていただきたいと思えます。

12 ページ目でございますけれども、考え方といたしましては、格差を是正して現役世代のセーフティネットを強化するのだという考え方でございます。これは、パート労働者の方の老後の所得保障を確実にしていくというのが今回の目的だということでございます。社会保険の格差を是正して、現役世代のセーフティネットを強化していかなければならないということでございます。

右側の図に月収 10 万円のフリーターの例と書いてあります。今であれば、月 1.5 万円の国民年金の保険料を納めていただいて、将来、月 6.6 万円の基礎年金をもらう。それが社会保険に入るとなると、保険料の負担は労使折半になりますので減りまして、厚生年金として上乘せが出るということでございまして、手厚い保障が受けられるようになる。

また、注 2 でございますけれども、第 3 号の方につきましては、現在は保険料負担がございませんので、拡大されると負担が増える方もいらっしゃるということでございます。

メリットといたしましては、少子高齢社会への対応のところに書いてあります。多様な働き方を支える社会保障制度にしていこうという趣旨でございます。

13 ページでは、その具体案がどのような議論を経て進められたかという厚生労働省の審議会の検討のプロセスを書いたものでございます。昨年 9 月から今年 2 月まで、計 12 回、審議会が行われて成案を検討したということでございます。

14 ページ目は、先ほど御紹介いたしました、閣議決定いたしました社会保障・税一体改革大綱の中でどのように書いてあるかでございます。2 月の段階では、具体案までは書いてございません。

15 ページ目は、今回の制度改正ではなく、前回といいますか、かつて平成 19 年に前政

権のもとで提出され、廃案になりました法案の内容を説明しているものでございます。ここで短時間労働者に適用拡大して、①、②、③、④、⑤という適用基準を広げていくことになったわけでございます。

労働時間は20時間以上に引き下げるといのは、先ほど申し上げたところでございます。賃金の水準、勤務期間、学生の取扱い。あとは、適用事業所の範囲、配慮ということがあるわけでございます。①から⑤の5つの要件があったわけでございますけれども、今回の制度改正、今の政権での私どもが国会に議論いただいております制度改正では、この①から⑤のうち、①と③と④は前回、平成19年の段階での法案と同じでございます。

②の賃金水準につきましては、月額9万8,000以上というのを7万8,000円以上の方が適用になるように引き下げております。逆に、⑤中小零細事業所への配慮でございますが、従業員300人以下を501人未満と変えております。このように適用基準を変えておりますが、ほかのところは前政権下と同じでございます。

16ページは、短時間労働者に対する適用拡大を含めました年金の法案の主要項目を並べております。(1)から(6)までであるうちの、いわゆる受給資格期間の短縮でありますとか、低所得者への年金額の加算、その他あるわけでございますけれども、(4)に今、申し上げました短時間労働者への適用拡大という項目が含まれているところでございます。

具体的な中身は17ページでございます。

これは、適用拡大の考え方ということでございますけれども、非正規労働者の方に社会保険を適用するということ。あと、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、女性の就業意欲を促進したいというのが、この中でも趣旨として含まれておるところでございます。

現行は週30時間以上となっているわけでございますけれども、短時間労働者への適用拡大のところは、週20時間以上で月額の賃金が7.8万円以上。先ほど2つ前の資料で申し上げたところに適用を拡大していこうということございまして、対象者数約45万人となっております。約45万人の方に新たに社会保険の本人としての適用をしていこうということでございます。

下の点々の四角の右下辺りに書いてありますが、前政権、平成19年の内容よりも対象者数はかなり増えております。その上で、もう一つ注目していただきたい点は、上の四角の右側なのですが、3年以内に対象を拡大するというのを法律で明記しております。今回は、この四角、28年4月から①から⑤というところで、様々な関係者の方々の合意を得て進めていくわけでございますけれども、更に拡大していくのだという方向性についても法律で書いたということが、今回のもう一つのポイントではないかと考えております。

最後のページは、適用が拡大される20~30時間の方のうち、年金の1号被保険者、3号被保険者の方々がそれぞれどういう所得分布でいらっしゃるかという参考資料でございます。説明は、時間の関係で省略いたします。

以上、私からは終わります。ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。皆さんから質問をいただきたいと思います。私も1つ聞きたいのですけれども、最低保障年金と所得比例年金の合算でおおむね7万円とあるのですけれども、例えば今、第1号だと定額で1万5,000円弱、月々払っていますね。所得比例年金となると、今の1号は定率のような形に移るのですか。

○小野厚生労働省企画官 所得保障年金ということでございますので、所得がある方については比例で保険料を払うという。

○鹿嶋会長 そうすると、1万5,000円の定額方式は終わるのですか。

○小野厚生労働省企画官 ええ。今の民主党案ですと、この所得比例年金の世界に完全に移ったときは、それは変わるようになります。

○鹿嶋会長 わかりました。

それから、今、非正規の人たちを多く雇っている業界は反対もかなりあるのだろうと思うのですが、その辺りの動きを差し障りのない範囲で教えていただきたい。

もう一つは、保険料、今の時点だと社会保険に加入すれば事業主との折半になるから安くなるのですけれども、残った方は大変ですね。そうすると、月々の負担が多くて、かつ将来の年金額も少ないという矛盾が、ある程度分断されるような形で残ることはたしかです。

○小野厚生労働省企画官 それは世代間の意味でございませうか。

○鹿嶋会長 はい。

○小野厚生労働省企画官 そういう意味では、ある程度残るといいますか、完全に所得比例に今はなっておりますけれども、最低保障年金で所得再分配の部分はやっていこうということになりますのが新しい制度の考え方でありませう。もちろん、移行期間とかは大分ありますので、今の仕組みは新しい制度をやるということになったとしても、今の与党の検討ですと、そこは移行期間を十分かけて移っていこうということになりますので、今の制度の仕組みが当面は残っていくこととなります。

もう一つの差し支えない範囲でというお話だったわけですが、業界によっては、パート適用に対しては、逆に人を雇わなくなるのではないかと。あと、働く方についても、その時間を短くするのではないかとという反対の声もあったわけでございます。そこは、今後進めていく方向としては、17ページに書いてありますように、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、女性の就業を促進したいということを考えて、その上で今回は①から⑤の条件に当てはまるところに拡大していこうと判断したところでございます。

○鹿嶋会長 皆さんから質問があればどうぞ。

○原田委員 20時間とか30時間で必ず階段ができると、その階段の前後で人々がいろいろな調整をして、変な動きをするということは常に起こると思うのです。制度設計のときに、日本の役所は何でいつも階段状にするのか不思議です。なぜでしょうか。

○小野厚生労働省企画官 ちょっと私の個人的な考えも混じってしまう部分があるわけで

ございますけれども、制度をつくっていく上で、賛成、反対の方のコンセンサスを得ていくところで、真ん中を目指していったときに、一定の部分で切り分けていかなければいけないところができることにはあるのかもしれませんが。

ただ、制度を徹底していきますと、所得比例年金の発想というのは、まさに先生がおっしゃったような階段をなくして、同じ所得であれば同じ保険料にしていこうということでございます。そういう意味では、これがまだ今、案というか、検討中の段階でございますので、どうなるかわからないのですが、この所得比例年金の発想でいきますと、そういった階段というのはなくなっていくのではないかと考えております。

○二宮委員 幾つか教えてもらいたいのですけれども、11 ページで 400 万人という数字が出てきて、これが 17 ページの対象のところ、もともと廃案になったときでは対象が 10 から 20 で、今回が 45 万人という形で動いていくので、企業の面から言うとかかなり大きい方にシフトして、月額賃金の方では下げたので、そこで人が増えたのかなという印象を受けているのですけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○小野厚生労働省企画官 そのとおりでございます。

○二宮委員 その際に、400 万人のうちの男女比率がどんな形になっているのか、10 から 20 万人のときの男女比率がどうなのか、あるいは 45 万人になったときの男女比率がどうなのか。それによって、もともと予定している、働かない方が有利になるような仕組み、特に女性についてというところに本当に効果がある仕組みになっているのかどうかについては、どうなのかというのを知りたいなと思いました。

○小野厚生労働省企画官 400 万人の方でいきますと、約 8 割、320 万人ぐらいが女性でございます。45 万人の中でも、ほぼ 8 割、同じ比率になっております。

○二宮委員 もう一点だけですけども、週 20 時間以上で規制がかかってくるのは、1 事業所についてで、掛け持ちして幾つかやっているケースというのは、ここには入ってきていない。

○小野厚生労働省企画官 週 20 時間については、そうです。事業所ごとです。

○畠中委員 年金の話は専門の方しかなかなかわかりにくい、難しい話なのですが、第 3 号被保険者の問題について、当初からそうではなかったと記憶しているのです。その前はどうかだったのか、どうしてこうなったのか、というのをお教えいただきたい。

○小野厚生労働省企画官 第 3 号被保険者の制度というのは、昭和 60 年だったと思いますけれども、制度改正があつてできたわけでございます。その前は、妻、いわゆる専業主婦の方というのは、任意で第 1 号被保険者になるという道が開かれておりました。それを全国民共通の基礎年金というものを導入していく中で、新たに第 3 号としたということでございます。

○畠中委員 どうもありがとうございました。

○鹿嶋会長 どうぞ、松下委員。

○松下委員 静岡市の女性会館でいろいろな方にお会いしているところの実感ですが、昔

は自己実現のために働きたいという女性が多かったけれど、今は生活のために働きたい。たとえ夫にある程度収入があったとしても、生活に余裕を持たせるために働きたい、教育費のために働きたいということで、すごく切実に働きたいという方が増えていると思います。

先ほど、20時間にすると、またそれ以下で働くようになるのではないかとか、お話しがありましたけれども、できればフルタイムで、待遇ももう少しよくなって働きたいと思っている方がすごく増えているという実感です。

それから、先ほどの男性の意識とも絡みますけれども、私たちの会館にいらっしゃる男性は、子育て中の男性か、団塊世代の定年後の男性が多いわけですが、子育て中の男性は、奥さんにも働いてもらいたいという人がすごく増えています。男性自身、家事も育児も結構やっています。だから、若い男性の意識もすごく変わってきています。

○鹿嶋会長 意見としてでいいですか。

○松下委員 はい。

○鹿嶋会長 第3号被保険者の見直しというのは、私どもの専門調査会としてはずっと提言をしてきたわけですが、印象ですけども、この件については政治家の皆さんもよくわかっているのだと思うのですが、現実問題として1,000万人を超えていますから、第3号被保険者をなくしたら困るという声も一方であるわけですね。だから、どうしても選挙区等々に帰ると、率直に言えば、そういう声に押し切られて、理屈はどこかに行ってしまうのではないかと思います。ハードルが高いのかなとも思っています。

確かに1985年の年金改正で、それまでは任意で加入した人もいたわけですが、それをみんな一律で国が面倒見るとやったのは、今、考えると改悪だろうと私は思っています。ただ、今後、どういうふうにすればいいのか。この第3号被保険者制度の見直しを厚生労働省と内閣府が出したのは、昨年でしたね。どういうふうな議論に今後、なっていくのか。もう政治的決着の問題だろうと私は思っているのですが、その辺りのこともお伺いします。

○小野厚生労働省企画官 第3号被保険者の話は、まさにずっと前からやっている議論でございまして、昨年の議論の中でもプロコンはいろいろな方がおっしゃって、議論としてはかなり成熟してきていると思います。ただ、今、鹿嶋先生、まさにおっしゃられたように、本当に様々なお考えの方がいる中で、私どもも最後、どう決めるのかという話は難しいなと思っているところに、まさに新しい発想の年金制度に切り換えるのだということを政権与党の方でおっしゃっているところでございます。

新しい制度になりますと、扶養、被扶養という話はなくなっていくので、そちらの方での議論というの、また見ていかなければいけないというのが現状でございまして、クリアカットにこうだとなかなか決め難いというところで、今はまだずっと検討を進めているというのが正直なところでございます。

○鹿嶋会長 扶養、被扶養というのがなくなるのが、税と社会保障一体改革の中の基本的な考え方にあるのですか。

○小野厚生労働省企画官 扶養、被扶養がなくなるといいますのは、所得比例年金というものが、今の制度設計でいきますと、働いていれば保険料を納める。働いていない方には、最低保障年金を7万円出すということでございますので、そこにおいては扶養関係という発想がなく、働いているか、働いていないかに着目して年金の種類ともらえる額が決まるということでございます。

○鹿嶋会長 ほかにはありますか。よろしいですか。

それでは、厚生労働省、どうもありがとうございました。

続きまして、財務省からの説明をお願いいたします。

○田中財務省補佐 財務省税制一課で所得税を担当しております田中と申します。よろしくお願ひします。

右肩に資料3とあります財務省の資料を御覧いただきたいのですが、まず1ページ目から御説明させていただきます。

配偶者控除が今回、テーマになっておるわけですが、積込に説法ではございますが、制度の概要から説明させていただきます。所得税は、収入から経費みたいなものを差し引きまして所得というものを出すわけですが、そこから家族の世帯構成に応じていろいろ調整するわけでございます。大きく分けて、そこにありますように、基礎控除と言って、納税者全員に適用される控除があります。それから、配偶者控除ないし配偶者特別控除。それから、お子さんとかを扶養している場合の扶養控除という3つが大きくあるわけです。

その所得税の税体系の根幹的な部分の一つが、この配偶者控除というものでございます。家族の世帯類型に応じて税負担をどういうふうに調整するかというのは、実は国によってまちまちでございます。例えばアメリカですと、同じように所得控除の形態をとっていません。それから、フランスとかドイツとかですと、世帯合算課税と言って、二分二乗とか n 分 n 乗という呼び方をしておりますけれども、配偶者控除とか扶養控除をつくるのではなくて、世帯の収入を全部合算して、それを人数で割って税率を掛ける。

そういう形で、国によって世帯への配慮の仕方というのはいろいろ異なっているところがございますけれども、日本の場合は所得控除というのが所得税の基本的な考え方になっているということでございます。

2ページでございますけれども、配偶者控除というのは過去からいろいろ議論がございます。配偶者控除の上に、かつては配偶者特別控除と言って、38万円、38万円、合計76万円が専業主婦世帯については適用されるということになっておったのですが、近年、控除を簡素化する、あるいは共働き世帯が実際増えてきておりますので、専業主婦世帯との間の公平の観点と、女性の社会進出を促進させるという観点、もろもろの観点から、平成15年度改正で配偶者特別控除の上乗せ措置を廃止して、現行は配偶者控除と配偶者の収入に応じて低減していく配偶者特別控除という制度が残っているということでございます。

それを図示したのが次の3ページでございます。

これは、上に納税者本人。例えば夫が働いていて、奥さんが専業主婦であれば、上が納税者本人、夫になるわけでございます。一方で、配偶者、例えば奥さんの収入が幾らになれば、配偶者に対して基礎控除が適用されるか、あるいは旦那さんに対して配偶者控除が適用されなくなっていくかというものを示しているものでございます。

よく103万円の壁とか130万円の壁という話がございます。税制においてよく出てくる数字というのは、この103万円というものでございます。103万円を超えると、その配偶者本人が納税者になるということと、配偶者控除がなくなって配偶者特別控除が適用されて、それがだんだんと減っていく現象を指しているものであります。基本的には、一遍になくなるという制度ではございませんので、段階をなだらかに調整しているということでございます。

次の4ページでございますけれども、先ほど申し上げたように、配偶者控除についてはいろいろ議論が昔からあるわけでございます。これは平成19年の政府税制調査会でまとめました、抜本的な税制改革に向けた基本的考え方というものの抜粋でございます。

①にありますように、配偶者控除については、いろいろな観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られたということで、昔からいろいろ問題点が指摘されているところでございます。

1つには、イにありますように、男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には労働者本人にとっての経済的価値がある。これは何を言っているかと言いますと、配偶者の家事労働というのは、金銭でなかなか評価しづらいわけですが、例えば専業主婦を擁している納税者の場合であれば、その分、奥さんの家事労働によって経済的な利益を受けていると見ることもできるのではないかと。さすれば、それに加えて配偶者控除を適用するというのはいかなものかということでございます。

ロは、配偶者が配偶者控除の存在というものを意識しながら就業調整をしている面があるだろうということで、中立的な就労を阻害していると、よく言われる議論でございます。

次は、やや技術的でありますけれども、納税者本人と配偶者とがダブルで控除を享受することがあります。

ニは、ちょっと毛色の違う話でございますけれども、配偶者控除を見直す。例えば廃止をしますと相当な増税になるわけでございますけれども、その財源を子育て支援に充ててはどうかという議論でございます。

こういうもろもろの指摘が昔からあるわけでございますけれども、ここにはつけておりませんが、衆院選で民主党マニフェストというものがございましたけれども、配偶者控除については廃止する。廃止して、その財源を子ども手当の財源に充てるという整理がなされておりました。配偶者控除を所得税だけで廃止しますと、大体6,000億円ぐらいの増収になるわけです。

実際には、配偶者控除を廃止して影響を受ける世帯は相当な数に上りますし、また子ども手当に充てると言っても、子どもをお持ちでない家庭で専業主婦世帯もいらっしゃるわ

けですし、あるいは子育てを既に終えている世帯については、一方的に負担増になるという議論もございましたので、それは政権交代の後、いろいろ議論はされたのですが、配偶者控除の廃止についてはいまだ行われていない状況でございます。

その中であって、そうは言っても、配偶者の就労に対する中立性を確保していくという視点が重要じゃないかという問題提起は、内閣府あるいは厚生労働省からいただいております。昨年秋の政府税制調査会でも議論が行われております。社会保障・税一体改革においても記述がございまして、それが最後の5ページでございます。

これは、社会保障・税一体改革大綱の抜粋でございますが、配偶者控除については、先ほど御紹介したような様々な議論であるとか、あるいは冒頭御紹介しましたように、世帯に対する負担調整の在り方として、例えばフランスやドイツのような家族単位の課税に移行するのか、それとも日本のように個人単位課税のままでいくのかという課税単位の議論。

あるいは、純粋に女性の社会進出が進んできており、労働力の供給の観点からも、それを後押ししていくべきじゃないかといった社会経済状況の変化。そういったもろもろを踏まえながら、配偶者控除については引き続き検討するという事で、いまだ結論は得られていないというのが結論でございますけれども、引き続き税制調査会で議論を進めていくことになろうかと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。配偶者控除は、大分歴史が古いですね。

○田中財務省補佐 もともと配偶者控除というのは、扶養控除の一環といいますか、扶養控除の中に配偶者も扶養の対象ということで位置づけられていたのですが、平たく言えば奥さんを一方的に扶養の相手とみなすのはおかしいのではないかという議論がございまして、扶養控除から独立させて配偶者控除をつくったという経緯がございまして、その扶養控除とは別に配偶者控除ができたのが昭和40年代からなのですけれども、それがずっと残っているということでございます。

○鹿嶋会長 皆さんの議論を是非。なかなか難しい議論ですが、どうでしょうか。縮小・廃止まで含めて、検討すると私たちは提言してきたわけですが、御意見ありますか。

○畠中委員 この税金の話も、素人にはなかなかわかりづらいところがあります。

配偶者控除というのは所得控除ですね。そうすると、配偶者控除を引いた後の所得に税金がかかるということですね。そうすると、高額所得者についてはそんなに大きな影響はないのではないかと思うのですけれども、高額所得者について、この配偶者控除をなくすという議論はないのですか。

○田中財務省補佐 それは、まさしく議論がいろいろございました。

まず、所得控除のまま置くかどうかという議論も実はございまして、一方では、委員御指摘のように、配偶者控除、38万円の所得控除であれば、高所得者にとっては大した金額じゃないという見方もございます。一方で、所得控除でありますので、低所得者だと所得税、一番低い税率は5%です。一番高い税率は40%です。したがって、低所得者だと38

万円掛ける5%、1万9,000円の恩恵、減税効果しかありません。ただ、高所得者は38万円掛ける40%の十数万円の減税効果があります。これは、高所得者ほど減税効果が大きいのはおかしいのではないかという、逆の立場の御議論もございます。

そもそも論として、先ほど冊子の中で御紹介されましたが、配偶者控除の適用割合の実態を見ると、収入が増えていくと配偶者控除の適用割合がどんどん高くなっていく。これはどういうことかといいますと、例えば旦那さんが働いている夫婦を例にとりますと、旦那の収入が高くなればなるほど専業主婦の割合が高くなるということもございます。そうすると、どういうことかという、高所得者であれば、もしかしたら奥さんに働いてもらう必要がない可能性が高くなってくのではないか。そういう人にまで税負担の軽減効果の恩恵を与えるのはおかしいのではないか。したがって、配偶者控除に所得制限をかければいいのではないかという議論は、おとし、税制調査会で行われました。

そうは言っても、所得の多寡で配偶者の取扱いを変えるのはおかしいという逆の議論もございました。実は、これはおとし、政府税制調査会でいろいろ議論を経た後ですけれども、民主党の方から党としての税制調査会の提言というものが出ておりまして、そこでは収入の多寡に応じて配偶者の税制上の取扱いを変えるのは、慎重に考えるべきじゃないかという御意見があって、議論はされましたけれども、結論は出ていない状況でございます。したがって、おっしゃるように、そういう観点からの議論も当然あり得ると思っております。

○畠中委員 どうもありがとうございました。

○鹿嶋会長 財務省からの説明だけで我々が納得しましたということでは困るわけです。とにかく第3次基本計画には、縮小・廃止まで含めて検討すると言っていますので、何らかの意見をここでできれば出したいのですね。難しいのは重々承知しているわけで、民主党のマニフェストに書いてあったものがまだ実行できないのは、政治的課題として大変難しいのだとも思います。

ただ、私どもは男女共同参画社会の形成という中で、この配偶者控除がもたらす影響というものがあって、それは縮小・廃止すべきだろうという結論に議論の末、達したわけですね。そういう意味では、これは計画にあるとおり、縮小・廃止の方向というのを私どもは大切にしたいと思っているのです。そういう形で私どもも改めて認識しておく、強調しておくという形で持っていっていいですか。

○松下委員 女性会館などの講座でも、このことは女性にとって大きな関心事です。夫が自分の分を払ってくれているのだと思っていたという方がすごく多い。正しく知ると、それなら自分もきちんと負担すべきだと言う方も多いです。

それから、先ほど子どものいない人にとっては、子ども手当になってしまうと不公平だという話がありましたけれども、子どもは将来の納税者ですから、子どもを持たない方にとってほんとうに不公平なのではないでしょうか。講座で知識を得れば、こういう厳しい社会状況の中で、子ども手当は大事だと、認識を変えてくださる方が圧倒的に多い。きちんと広報

していった理解を得ていくことが大事だと思います。個人的な気持ちもありますけれども、配偶者控除は廃止という方に持っていったらと思います。

○鹿嶋会長 はい。

○大谷委員 全く観点の違うことを申し上げるかもしれませんが。この配偶者控除の問題というのは、専業主婦を優遇するという認識で語られるのですけれども、別の観点から気づいていることを1点だけ申し上げたい。先ほど、これを縮小・廃止する方向での議論とおっしゃったことにつながるかどうか分からないのですが、今、離婚後母子家庭というものが非常に増えています。離婚ということが生ずるときに、1つ、配偶者控除の問題が結構大きな影響を及ぼしています。

どういう形で関わってくるかといいますと、離婚のときに養育費等を決める。そのときに、離婚後の母子家庭の貧困率が大変大きな問題になっていますけれども、なぜそうなるかという一つの問題としては、離婚後、それまで働いていなかった方が働こうとしても、なかなか正規雇用につくのが難しいということとか、養育費を取り決めても夫から払われる率が非常に低いとか、いろいろなことが絡んでいます。

そのときに、私は弁護士なのですが、いつも実務の中で見ていて不思議に思うというか、こんなふうに関わってきているのかということに気付いたことを申し上げますと、養育費のことを決めるときに、前年度の夫の収入を基準に決めるシステムになっているのです。ところが、配偶者控除というものがあって、それで手取りがこのぐらいという生活が成り立っているのですが、離婚すると1つの家庭が2つに分かれて、女性の方はなかなか収入が得にくい。という中で、1つのパイを2つの世帯に分けるみたいな状況になる。

更に、配偶者がなくなりますので、男性の方は配偶者控除の適用がなくなるということで、前年度の収入で決められると、実際には離婚後、直ちに手取り額が減る。にもかかわらず、前年度のもので決められて払えない。ですから、母子家庭の貧困率の問題が非常にクローズアップされている。これはこれで本当に深刻な問題なのですけれども、男性の方も、離婚して、その後手取りが減って、その中で養育費を払わなくてはいけない。その目減りと言うのはおかしいのですけれども、実質的にはかなりの影響がある。

そういうことが、もしかすると養育費の支払い率が低いということにも関わっているかもしれないみたいなことを、実務の中で見ていて感じているものですから、一言申し上げました。

○田中財務省補佐 おっしゃるように、配偶者控除、今、御紹介いただいた例もそうですし、あるいは会社によっては130万円じゃなくて、103万円という基準で配偶者手当を支給するかどうかを決めているところもあります。この配偶者控除という制度、あるいはそれに基づく103万円の数字というのは、非常にいろいろなところで使われていて、社会保障の世界の中でも使われているかもしれません。逆に言うと、非常に浸透しているといえますか、根が深い課題であると思っております。

我々として、税制の就労に対する中立性というものを確保していくというのは非常に大きなテーマの一つであると思っておりますし、それに向けて検討はしていきたいと思っております。ただ、一方で、中立性を確保するとすると、先ほど申し上げたように所得税を廃止する。そうすると、恐らく個人住民税も廃止することになります。そうすると、相当な増税になります。これは、マクロで言うと年間で1兆円ぐらいの増税になります。

こういうことを含めて理解が得られるのかどうか。それは、まさしく慎重に検討していかないといけないと思っておりますし、また単に増税か減税かだけではなくて、税制の在り方として、先ほど申しましたように、個人単位で考えていくのがいいのか、それとも夫婦共働きが当たり前になっていくのであれば、世帯単位で考えることもあり得るのか。だけれども、その場合には、民法で定められているような、夫婦別産制あるいは別産制じゃないという世界にも関わってきますので、非常に大きな議論をしないといけないと思っております。

単純にその損得だけでは、なかなか片付かない問題だと思っておりますので、そこは深い議論をしていきたいと思っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。大変教科書的な話かもしれませんが、この配偶者控除の問題は、女性の働き方にブレーキをかける、あるいは専業主婦誘導という高度経済成長期の残滓のような側面があるだけに、その意味では、私たちとしては廃止とか縮小といったもので検討するというところで、専門調査会の結論にしたいと思っております。

○原田委員 私もちろん、配偶者控除の縮小・廃止に賛成なのですが、厚労省の方が帰った後で今更仕方がないのですが、配偶者控除よりも、年金、医療保険、介護保険の影響の方がずっと大きいと思うのです。つまり、三角形になってだんだん減っているのに比べると小さいと思います。もちろん、配偶者控除も廃止・縮小が必要だと思うのですが、年金の方の段階的なシステムは非常に人々の行動をゆがませるということだけを言っておきたいと思います。

○二宮委員 廃止・縮小に向かうに当たって、就業の機会を確保するというのをきちんと目配せしておかないと、なくなったときに結局補填する。とにかく家庭に必要な額というのは変わらないはずなので、そこもきちんと目を配っていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 意見を出していただいて、ありがとうございます。それでは、財務省さん、どうもありがとうございます。

ちょっと時間が長くなって申し訳ありません。続きまして、子ども・子育て新システムに関して、内閣府から説明をお願いします。

○藤原参事官 それでは、子ども・子育て新システムについて、私、内閣府で少子化の取りまとめ担当の参事官をしております藤原と申します。子ども・子育て新システムは、関連法案3法案を3月30日に国会に提出しております。昨日、ようやく本会議で趣旨説明に入り、本格的な法案審議に入る段階に来ております。この法案は、関係省庁、一緒にず

っと検討してきておりますので、本日、内閣府の方からまとめて御説明申し上げますけれども、文科省、厚労省、両側に来ておりますけれども、主に3省で共同して提案しているものでございます。

お手元の資料をおめくりいただけますでしょうか。目次がございまして、2ページに少子化社会対策会議決定とございます。これは、全閣僚で構成する少子化社会対策会議で検討したものの決定紙でございます。これまで1年半にわたりましてワーキングチームを回しまして取りまとめをしてございましたので、その内容を政府としてオーソライズして、これに基づいた法案を出そうと決定した決定紙でございます。これに基づいて、この法案がどういうものかという内容について、まず最初に御説明申し上げます。

3ページが基本的な考え方になっております。

左側に書いてあるような問題意識は、先生方、既に御承知かと思っておりますので、詳しくは申し上げませんが、少子化が進行していて、一方で若者の男女ともに結婚の意思もあり、子育ての希望も持っている。しかしながら、それが実現していないという問題意識。そして、子育て支援の給付とか事業のサービスの量が不足しているとともに、御家庭で子育てをされている保護者の方がハッピーかということ、孤立感や負担感が増加している問題点があるということ。

社会問題としてよく言われるのは、待機児童の問題。まだ2万6,000人弱おられます。その8割が3歳未満児という小さいお子さんです。保育の待機児等の問題をクリアすれば、それでいいかということ、そうではなくて、小学校に入ったときの放課後児童の問題が、今度は小1の壁ということで、これも待機がいるという厳しい社会問題になっている。それを親御さんの立場から見れば、M字カーブがなかなか解消できない状況になっている。先進諸外国では御承知のとおり、M字カーブがすでに台形になっていて、そういう国ほど出生率も高いという相関関係がございますけれども、日本はそこが出遅れているという感が否めないということでございます。

制度や財源の方に目を向けますと、幼稚園は文科省、保育所は厚労省。それに沿って、制度や財源もそれぞればらばらになっておりますので、こういったものを一元化して行って、地域の実情に応じて臨機応変に提供体制がとれるような仕組みにする必要があるのではないかという問題意識を書いてございます。

4ページが今回の仕組みの大きな枠組みでございます。

基礎自治体である市町村が実施主体であるということ。これを国や都道府県が重層的に支える仕組みにするということです。

金目の負担につきましても、国、地方、事業主、利用者負担といった方々によって分担していこうということ。

そして、政府の推進体制についても、できるだけ内閣府に寄せていって、お財布も一つのところに寄せていきたいと思いますということ。

最後ですけれども、有識者や地方団体、労使、子育て当事者、保育・幼稚園団体等々、

関係者に入っていて、政策プロセスに参画いただくような子ども・子育て会議というものを国に置こうということにしております。なお、これは地方でも条例を定めて設置することができるかと法律上も規定いたしまして、地方での設置も推進していこうということになっております。

5 ページでございますけれども、この新しい枠組みで提供しようと思っております給付の種類、それから事業の種類、大きく2つございます。なぜ給付と事業に分かれているかと申しますと、左側が個人に対する給付として月々、このぐらい保障しますよと定量化できるようなものが給付として書いてあります。右側が市町村事業ということで取り組んでいただくもの。例えば、事前に一月当たりこのぐらいと定量化がしにくいようなニーズのあるものということで、法律上、給付と事業という2つの大きな類型に分けてございます。

個人給付のうちの現金給付のところは、児童手当。これは既に法律が通っておりますので、児童手当法に基づいた支給と引用するような形で、こちらの仕組みの中に取り込んでおります。

現物の方につきましては、2種類御用意いたします。1種類目のこども園給付につきましては、今の幼稚園や保育所のイメージのもの。これに加えて、学校でもあり、児童福祉施設でもある総合こども園という新しい施設類型を創設いたします。こういったいわゆる施設型の保育・教育の施設について、こども園給付の対象にしようというものでございます。

一方、地域型の方でございますが、現在、非常に財政的支援が薄い、あるいは時限的な支援にとどまっている小規模なものとか、家庭的な保育、事業所内保育、ベビーシッターのようにお宅に訪問するタイプのものについても個人給付にいたしまして、財政的な支援をしっかりとしていこうということにしております。

右側の市町村事業でございますが、いわゆる親子が相談できる広場のようなものを自治体の方で一生懸命整備していただいておりますけれども、こういった支援の拠点の事業とか一時預かりのようなもの。

あるいは、延長保育、病児・病後児。これは、左側の保育に関わる給付に加えまして、突発的な残業とか、お子さんが病気になったときの対応というのは、一月当たり何時間とはなかなかいきませんので、こちらの方は市町村事業で対応しようとしております。

放課後児童クラブにつきましても、地域によって実情は様々でございますので、まずは市町村事業の方で取り組ませていただいて、こちらにも財源を入れて底上げを図っていきたいということで、こちら市町村事業にしております。

おめくりいただきまして、6 ページ、幼保一体化の資料でございます。これが幼保一体化の全体像を1枚で整理したのになっております。

幼保一体化と言いますと、どうしても報道上、幼稚園がどうなるの、保育所がどうなるの、総合こども園はどうなるのという施設類型の方に關心が行きがちでございますが、ここで今回、私どもが取りまとめた幼保一体化は、そういう狭い概念ではなくて、大きな2

つの柱で整理しております。

1つ目の整理としては、給付システムの一体化でございます。これは、3つのポツで説明しております。

1つ目のポツが、前提条件といたしまして、市町村が潜在的なニーズも含めて定量的にニーズを見込んだ上で、うちの市ではこの5年間でどのぐらいニーズに見合った形で、何をどれだけ増やさなければいけないのかという具体的な数の入った計画を立ててもらおうということ。

第2点としては、その数が足りないところにしっかりと数を足らせていくための仕組みとしては、指定制度の導入ということでございます。現在は、認可の保育所、認可の幼稚園ということで、認可は自治体の裁量が非常に高い概念でございますけれども、ここに指定制度を導入いたしまして、質の基準をクリアする事業所が手を挙げていただければ、その主体がどんな法人であろうとも、事業主体にかかわらず、多様な事業主体に参入いただいて、非常に数が不足している都市部を中心に機動的に数を増やしてということで、指定制度を導入しようというものでございます。

その指定制度を導入した結果、事業者がきちんと手を挙げてきて指定を受けたときに、こども園給付という形で、個人給付ですので、保護者に対する給付という位置づけでありますけれども、法定代理受領の形で給付が園の方にしっかりと行き渡る仕掛けをつくるということでございます。

一方、大きな2つ目の柱の施設の一体化でございますが、現在でしたら幼稚園、保育所ということで、それぞれ親御さんが働いている、働いていないということで子どもが分かれているわけでございますけれども、今回、総合こども園法という法律を新たに創設して、学校でもあり、児童福祉施設でもある、両方の面を兼ね備える施設類型をつくりまして、総合こども園というものを創設することにしております。

こうしたことによりまして、右側でございますけれども、質の高い学校教育・保育を一体的に提供しようという効果。それから、量が足りていないところには、質の確保された給付や事業をしっかりと増やしていこうということ。それから、園に通ってこられるお子さんだけを見るのではなくて、特にゼロ歳、1歳、2歳児というのは、御家庭で過ごされているお子さんが大部分ですので、そういったお子さんにも目配りをするという意味で、家庭における子育て支援についての機能を担っていただく。こういった3つの効果を狙っていこうということでございます。

7ページは、今、申し上げたことをフロー図にしたものでございますので、省略させていただきます。指定制度とこども園給付、どんなイメージになるのかというものが8ページでございます。

現在は、ピンクの部分で認可の幼稚園、保育所に公的な財政支援が行く。ピンクの部分イコール財政支援だったわけですがけれども、ここに黄色の新システムということで、こども園給付と地域型保育給付という網をかぶせて、黄色のところでは財政支援がしっかり行く

仕組みになります。何が違ってくるか、下と上を比べますと、ピンクの右側にありますように、認可と同等の基準を満たすような施設については、こども園給付の対象にします。

いわゆる無認可のような保育所であっても、今は自治体の財政状況が厳しいので、本当は5つ認可したいところだけでも、3つしか認可できないということがあり得るわけですが、今回の指定制度はそういうことができなくなりますので、しっかりと指定の基準をクリアする事業者が手を挙げれば、原則指定することになります。こういったところもカバーされることになります。

また、もう少し小さいところについても、地域型保育給付のそれぞれの類型ごとの基準をクリアするところについては、地域型保育給付としての財政支援が行き渡ることになります。なお、どちらも満たせないような、少し質の悪いところは、今までどおり財政措置はないということになります。

その内容については、9ページに整理しております。いろいろな指定制度が入って、財政的な支援が行く。そして、量の足りないところには、しっかりと量が確保できるようにするという仕掛けですので、逆に言えば、それなりに指定を受けた事業者に対しては規制をかけることにもなります。

例えば撤退規制を見ていただきますと、事前の届け出とか予告期間の設定。実際に園に通っておられるおさんが困ることがないように、利用の調整の義務を果たしてもらったり、一度指定したら終わりではなくて、5年ごとの更新制を設ける。そして、何よりも保護者の選択に資するために情報開示の義務化を行う。こういった規制をかけることにしております。

指定の主体としては、こども園、地域型、ともに市町村ということになります。ですので、今回、これは非常に地域主権にも合致するような考え方になろうと思っておりますが、できるだけ子どもに関する権限や責任を市町村に寄せていくというのが、今回のこの法案の特色になっているかと思えます。

それから、需給調整というところは、指定基準は原則、指定の基準をクリアする事業者が手を挙げたら指定することになりますと、冒頭申し上げましたけれども、さはさりながら、待機児童のいる、いないなどの保育の状況は地域によって相当違いがございます。過疎的な地域に行けば、既に幼稚園も保育所も維持が困難な地域も実はかなりあるわけがございます。

そういった供給過剰になっている地域にまで、手を挙げたから指定しなさいということになってしまいますと、現場が混乱し、過当競争を招き、結果としては子どもたちが困ることになってはいけませんので、供給過剰になるような場合には、新規の指定や更新を行わないことができるという権限を市町村に付与することもあわせて行ってございます。

10ページで、お金の流れのこども園給付がどういうものになるかということを説明してございます。

左側の上が幼稚園、下が保育所になっておりまして、幼稚園は文科省からルーチンの助

成として私学助成、そして保護者に対する就園奨励費。そして、園によって預かり保育をやっておられる場合には、特別な補助ということで、私学助成の上乗せのようなものがございませう。ピンクとか黄色があるわけですね。保育所については、厚生労働省から保育所運営費ということでブルーの財源があります。

これらを原資といたしまして、右側でお財布を一つにしましてこども園給付ということで、利用される時間帯の大小で大ぐくりの階段をつくって、こども園給付ということで一元化をしようということでございませう。ですので、お子さんが保育の必要性があるかどうかとか、フルタイムか真ん中ぐらいのパートの時間帯かという違いはあるのですが、利用される施設の類型によって支払われる公的な支援が違うという、今のような二重行政は解消されることになっております。

11 ページは、今回、個人給付化、そして契約制度に行こうということになります。幼稚園は、今でもお母さん方が園を選ぶということで契約制度になっているわけですが、保育所は児童福祉法上、市町村が保育を実施するというふうに、法律上、実施主体が市町村になっております。これが右側の新たな制度では、基本的には契約になりますので、これについて本当に保育の必要なお子さんにしっかりと支援が行くのか。特に障害を持ったお子さんとか、虐待のおそれのあるお子さんとか、特にケアが必要なお子さんが大丈夫かという御懸念が指摘されます。

それについては、公的な契約ということですので、あくまでも契約ではありませんけれども、市町村が決して後退することのないように、しっかり義務を果たしてもらおう仕掛けにしております。

三角形を見ていただきますと、個人給付になりますので、前提としては市町村が利用者に対して、これは保育の必要性があるかどうか、客観的な基準で認定をいたします。その上で、利用者がこども園と契約を結んでいただくわけですが、それがしにくいようなお子さんについては、利用の様々な支援を市町村が行ったり調整をしたり、虐待のおそれのあるような場合については、強制的に措置ということで市町村が入所させるという強い権限も付与しまして、しっかり後援ができるような仕掛けにしております。

こども園は右側でございませうけれども、応諾義務をかけまして、正当な理由がないのに断ることはできない仕組みになってございませう。

12 ページでございませうが、地域型保育給付、こども園給付ともう一つの小さいタイプでございませう。小規模、家庭的保育、居宅訪問型、事業所内保育の4つの類型を設けまして、基準をつくって給付を行うことにしております。契約の手続などは、今のこども園給付と同等ということで整理しております。

13、14 ページは、地域型の活用の方法を図示したものになっております。これは特に都市部と、逆に人口減少地域で地域型が威力を発揮するのだろうと思っております。都市部では、御承知のとおり、待機児童が非常に多い地域が多いわけですが、3歳未満児の乳児のお子さんが多いということがありますので、むしろ大規模な保育園的なこども園

も大事になりますけれども、小さいタイプのものも非常に重要だろうと思っております、こういったものを都市部の待機児童解消の一つの手段として使えるのではないかとということもあります。

逆に、人口が減っていくような地域につきましては、大きな施設を自前で持てない自治体が既にたくさん出てきておりますので、小さいタイプのものを真ん中に置きつつ、例えば隣接の市にあるこども園をサポートしていただいて、地域型をしっかりとやっていく。これに例えば放課後児童とか子育て支援の機能をつけて、ワンストップの多機能型のものにして、保育や教育の機会を何とか維持していく。人口減少地域でも、こういった地域型の新しいタイプを活用していったらどうかと提案しているものでございます。

15 ページ、総合こども園、今度は施設類型の方でございます。今までが子ども・子育て支援法という給付法に書いてあることがメインでございましたが、この総合こども園は総合こども園法という法律上に位置づけた施設類型でございます。学校でもあり、児童福祉施設でもあるという両方の機能を、法律上与えられた施設ということになります。

現行の幼稚園がどうなるか、保育所がどうなるかという観点からいいますと、幼稚園から総合こども園に移行することになりますと、マストとしては、3歳から5歳のお子さんの保育の部分。平たく言えば、朝の時間、夕方の時間、もう少しウイングを広げて開けてください。夏休みの間、冬休みの間も開けてくださいということがマストなことになるかと思えます。そういうことによって、総合こども園に移行するかどうかの判断をしていただくことにしております。

保育所側から言いますと、既にゼロ～2のみの乳児保育所を除けば、既に学校教育の機能を実質的には担っておりますので、制度的に一定期間内に総合こども園に移行していただく仕組みにしております。

幼稚園が総合こども園に移行を義務付けられないとか、あるいは総合こども園として3歳未満児の受入れを義務付けないとしておりますことについて、報道によっては少し中途半端じゃないかという記事も時々見受けられますけれども、何度も申し上げておりますように、保育の状況というのは地域によって本当にばらばらでございます。待機児童が全くいないところにゼロ～2歳を義務付けましょうと言っても、お客さんがいないわけですので、そういった過剰な規制をする必要はないだろうということがあります。あくまでも、これは自治体がしっかり計画をつくっていただく。

それによって何歳児のどういうニーズが足りていないのかをしっかりと見ていただいて、これを満たすために幼稚園にどれだけ頑張っていただくか、小さいタイプのNPOの方にどれだけ頑張っていただくかということをお自治体の中で考えていただいて、是非この法律のツールを使っていただきたいと整理したところでございます。

16 ページ、17 ページに総合こども園の具体的な制度設計が書いてございます。総合こども園法に大体こういうことが規定してあると思っておりますので、是非この法律のツールを使っていただきたいと整理したところでございます。

一番論点になりましたのが、株式会社、NPO等の民間企業の参入をどうするかという問

題でございます。総合こども園は、保育所的な児童福祉施設の機能もあり、学校でもありということになるわけですが、保育所は既に株式会社参入が認められております。一方、学校である幼稚園については、特区を除いて、真っ正面からは企業参入が認められておりません。

こういった中で、両方の側面を持つ総合こども園をどうするかということで、非常に議論がございました。極端に両方の意見がありましたけれども、全ての保育所が総合こども園に移行するという事情もございますので、企業を一切排除することはおかしいだろうということで、一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人に参入を認めることにしますが、①から⑤にありますように、きちっと規制をかけようということでございます。

特に、⑤はお金の流れになります。区分経理をすることはマストでございますが、これに加えて、総合こども園につきましても、総合こども園としての会計で出た剰余金を、それと関係のない学校とか福祉に資金を使うことはできないと規制をかけます。例えばベネッセさんがやっている保育所がこの総合こども園になる場合には、総合こども園の会計で出た剰余金を通信教育とかリトミックみたいな会計に使うことはできないということになります。

もう一つ、配当の問題でございます。株式会社では、配当が所与の条件になっているわけですが、配当をどうするかという議論がございました。こちらにつきましては、一定の条件を設ける、規制をかけるということで運営していきたいと思っております。どの程度の上限にするかは、例えば学校法人や社会福祉法人が借金をされて建て替えをして、利払いをする、利子を払っていくということは、今の学校法人制度や社会福祉法人制度でもあるわけですので、利払いぐらいのレベルは、株式会社についても配当というのは資金調達のコストになりますので、認めざるを得ないのではないかと議論がワーキングの中ではございました。

そういった議論を参考にしながら、法案が成立いただければ、政令レベルでその条件の内容について決定していくことになろうかと思っております。

ちょっと急ぎますけれども、配置職員につきましては、保育教諭とございます。これは、幼稚園の教諭の免許と保育士の資格、両方を持っていらっしゃることを原則にいたします。ただ、ここ何年もずっと併有化を進めてきておりますので、7、8割の先生方が両方持っておるのですが、2割から3割ぐらいの先生方が片方しか持っておられない状況にありますので、経過期間の5年間は片方しかなくても大丈夫ですよとするとともに、その間に持っていない方の資格を取りやすいような特例措置を、あわせて講じていこうと思っております。

次のページに、細かいことなので、事前に質問がありますと言われていたことだけ、ちょっと補足させていただきました。

保育所は、制度的に一定期間後に総合こども園に移行すると申し上げましたけれども、主な経過措置の下の1つ目のポツになります。基本的には、3年の経過期間を設けまして、

3年以内に総合こども園に移行することにしております。ただ、公立の保育所につきましては、保育所が設置条例という条例に基づいて運営されているものですから、これを総合こども園に変える場合には条例の改廃という手続が必要になります。こういったこともありますので、公立につきましては少し時間を置かなければいけないという事情がありましたので、経過期間を10年に設定しました。

それから、保育が契約制度に移行するときに市町村がしっかりと関与できるようにと申し上げました。それを図示したのが20ページになります。今は、児童福祉法24条で市町村が保育の実施主体となっていた上で、いろいろな支援の義務が書いてあるわけですが、今回支援の給付法であるピンクの子ども・子育て支援法の方に、全市町村に計画を義務付けるとか個人給付の法定化とか、給付の観点からの市町村の関与を書いた上で、新しい児童福祉法の24条でも、今までお願いしていたような利用の奨励とか調整という規定については、しっかりと規定する。

加えまして、左側の上ですけれども、虐待の事例など、親御さんが契約することがどうしてもできないようなケースについては、市町村が出ていって保育の措置をするという新しい権限、ここは規制強化になりますけれども、強化することにしております。

済みません、時間がなくなってきましたので、少し急ぎますけれども、23ページに飛ばさせていただきます。今までが個人給付の御説明でございましたけれども、地域の子ども・子育て支援事業の対象範囲とございます。こちらにつきましては、定量的に事前に個人給付としてお渡しすることがしにくい。もっと臨機応変に対応することがふさわしいもの。こういった列挙されているものについては、事業ということで整理して、市町村にこれも計画を立てていただく中で、具体的な需要を見込んでいただいて事業を展開していただくことになっております。

24ページでございますが、このように今回、お金の流れを一本化するとか、総合こども園という、幼稚園でも保育所でもない、新しいタイプの施設類型をつくることになりますので、では、これを所管する国の組織はどこになるのかというのも議論がございました。結論といたしましては、この2つの法律について内閣府が所管することにいたします。ですので、現在、幼稚園や保育所を所管しておられる厚労省や文科省の組織の一部に引っ越しをしてきていただいて、内閣府にこれを所管する組織をつくることになっております。

具体的には、25ページで図示しております。青いところでございますが、内閣府の子ども・子育て特命担当大臣を必置にいたしまして、この特命担当大臣の下に子ども・子育て本部という独立性の高い組織を内閣府に置いて、この2つの法律を所管するとともに、子育てに関する総合調整の権限を付与する本部を置くことにいたします。ただ、当然、厚生労働省の児童福祉法体系との連携とか、小中高大と続く教育体系との連携というものが必要になりますので、連携をしっかりとっていくことになります。

例えば幼稚園については文科省に聞いてくださいとか、総合こども園は内閣府に聞いてくださいと、ばらばらとたらい回しになることでは困りますので、真ん中にワンストップ

サービスということで、両方の厚労省、文科省に残って、それぞれ仕事をされる職員についても併任をかけて、地方団体や親御さんとの関係で言えば、内閣府のここで、全てワンストップで受けることにする図式を考えてございます。

最後ですけれども、この法案が消費税との関係で一緒に出てきているということで、社会保障・税一体改革の関連法案という位置づけになっております。子ども・子育てについては、27 ページ、28 ページに金目の資料がございまして、量も増やさなければいけませんし、質も上げていきたいということで、この2つを両輪として何とか実現したいということで、我々としては1兆円超程度、財源が必要であると申し上げております。このうち消費税で7,000億円確保しようということで、政府として決定しているということになります。

実際に7,000億円、どんなものに使われるのかというのを26ページに書いております。児童人口が今もどんどん減っているわけですけれども、保育のニーズがそれ以上に増えていくので、恐らく平成29年度末ぐらいまでは保育の必要量が増え続ける。その後ピークを迎えて平準化していくような推計をしておりますので、そちらの量の拡充に4,000億円ぐらいかかるだろうと思っております。

残りの3,000億円、若しくは1兆円超まで手が届けば6,000億円程度ですけれども、質の改善に充てるということで、配置基準をできるだけ手厚くすることを中心に、この3,000億円ないし6,000億円を使っていきたいと考えてございます。

なお、大変恐縮ですが、32ページ以降に、今、私が申し上げましたような子ども・子育て新システムの内容について、3つの法案が出ているということでございます。3法案と書いてございますが、個人給付、事業、それから計画を立てる、お金の流れをどうやってみんなで負担していくか、子ども・子育て会議を設けてPDCAを見ていきたいと思いますところについては、給付法たる子ども・子育て支援法を創設して規定いたしております。

そして、総合こども園については、総合こども園法を創設ということになります。

3つ目の関係整備法につきましては、この2つの法律をつくることによって、既存の例えば児童福祉法24条をいじるとか、既存の法律をいじることが必要になりますので、そういった既存の法律の改正。それから、所管を内閣府に寄せるということになりますので、内閣府設置法にそういった組織や権限を新しく付けるという改正が入っているのが整備法で、関連3法案をこの国会に既に提出して審議に入ったという状況でございます。

済みません、ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。今から議論を始めたいと思います。法案が通れば、内閣府所管で、かつ3年以内にこども園に移行するという説明でした。これは、無認可保育所とか東京都の認証保育所なども一斉にこちらに移るのですか。

○藤原参事官 先ほどの指定のところでも御説明申し上げましたけれども、現在の認可レベルで非常にレベルの高いところでも、無認可・認証にとどまっておられる園がかなりございます。こういったところについては、指定を受けてこども園になることが可能になると思っております。実際の指定の基準は、告示レベルになるかと思っておりますので、法案が成

立いたしましたら子ども・子育て会議を平成 25 年度に設置して、その会議の中で具体的に基準について定めていこうと思っております。

基本的には現行の水準からスタートいたしますので、現行の水準をベースにしながら基準をつくっていこうと思っておりますけれども、無認可であっても、例えば東京都や横浜市の認証とか横浜保育室といった独自の類型であっても、認可レベルの水準をクリアするところについては、この指定に入ってくるので、公的な支援がしっかり入っていくことになろうかと思っております。

○鹿嶋会長 幼稚園などは、保育機能がなかったわけですね。これから保育所的機能をこども園として持つとすれば、設備投資もかなりかかるわけですね。その辺りはどうなのですか。

○藤原参事官 幼稚園も、今、地域でパートのお母さんなどが非常に増えている関係がありまして、事実上、7割ぐらい預かり保育ということで、夕方の時間も預かっていらっしゃる所がかなり増えているようです。都心部では保育の機能を実質的に担っていた園がかなり出てきておりますので、そういったところは3～5歳児の保育ということだけで言えば、総合こども園に比較的スムーズに移行できるだろうと思っております。

ただ、これに小さいお子さん、0～2歳までウイングを広げようと思うと、例えば調理室をつくろうとか、低年齢児は保育士の配置が厚いので、保育士をたくさん採って人材を確保しないといけない。そういった準備に非常にコストがかかることは事実ですので、そこはインセンティブを付けて財政的な支援をあわせて考えていくということで、政策的に誘導していくことになろうかなと思っております。

○鹿嶋会長 子育ての大改革を今からやろうとしているのですね。

○藤原参事官 そうですね。ただ、大改革なのですが、実は待機児童の多い自治体、横浜市、仙台市などもお聞きしていると、幼稚園を既に市役所の方が随分回られて、預かり保育のところは単独で助成をして、実質、総合こども園的な取組が進んでいるようなところもかなりあります。むしろ、現場が全然ついていけないところに大改革をするというよりは、いろいろな芽が出ているところに財政的な支援や制度的な位置づけをしっかりとできるような法律をつくっていくという位置づけで我々は用意したと思っております。

○鹿嶋会長 御意見ありますか。はい。

○加藤委員 大変お疲れさまです。

改めて申し上げるまでもないかもしれませんが、子育て支援というのは少子化対策としてだけではなくて、まさに男女共同参画、女性の社会進出を促進していくために、働きながらの子育て支援策の拡充というのは非常に重要なわけでありますので、この新システムの実現に向けて是非頑張ってくださいと思っております。

働きながらの子育て支援で、主に 26 ページで質問させていただきますけれども、単に保育所の定員を増やすだけではなくて、幼児保育が拡充することがとても大事だと私は思っています。みんなが身近なところに頼れるような親御さんがいらっしゃるわけでもござい

ませんので、とても大事なかなと思います。

そこで質問なのですが、今日の資料では、総合こども園という制度で保育所の定員を大幅に増やしていこうということはよくわかりました。ただ、病児保育がどのくらい増えるのかは、ここを見てもプラス0百億円と書いてございます。病児保育がどのくらい増えるか、よくわかりません。本当の少子化対策は、病児保育をどれだけ拡充していくのかということところにも、私はかかっていると思っておりますので、その辺りを教えていただきたいと思います。

○海老厚生労働省補佐 厚生労働省でございます。病児・病後児保育についても、今回の制度の中で地域子ども・子育て支援事業ということで市町村がちゃんと計画を立てて、量も増やしていこうということで、制度としてまず位置づけております。今のプラス0百億円と、100億円単位にすると見えてこないのですけれども、数十億円とか数億円ぐらいということです。29年度末までに量をかなり増やすことを目指していきたいと思っています。

○藤原参事官 あと、補足なのですが、右側の0.3のところにも病児・病後児保育の強化とございます。利用が事前に見込めない類型なので、空床確保の支援が必要だとよく耳にします。その点まで、今の財政支援ではきっちりと充実した支援になっていないのが現状なので、病児・病後児についても、この職員体制の強化を記載しています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ほかにありますか。

○大谷委員 細かい調査等、いろいろされているのだと思うのですが、今まで身近なところで聞いている問題点の一つとして、入れない待機児童の問題はもちろんあるのですけれども、それだけではなくて、システム全体の中で、働こうとする女性にとって使いやすさといいますか、利用のしにくさみたいなことを周りでよく聞きます。その辺りの手当てというのは、今後どうなっていくかということでお伺いしたいのです。

例えば、これまでですと、保育の必要性、保育に欠けるということでないと、そもそも保育園に入れない。お母さんにとって結構きついのは、今まで家にいて働いていなかった。いよいよ働き出そうとしたときに保育園に入れるか、入れないか。空きがあるかどうかということもありますし、働いていないと保育の必要性、認定をかけることではないので、働くことが決まって初めて保育園に入れる資格が生まれる。それは同時に来るわけです。

新しいシステムのもとでは、保育の必要性が特段なくても預けてみよう。給付は受けられないかもしれないけれども、お母さんが安心感を得た上で働きに出ようと決める。あるいは、仕事ということではないのだけれども、能力を高めるために一定期間、研修を受けるために一旦預けるということも可能なのかが1つ質問です。

もう一つ、利用しにくさということでもよく聞く話としては、4月入園でないといけない。そこに合わせなくてはいけないとか、あるいは市区町村ごとの申込みになるので、引っ越しするときに、引っ越し先のところを先に申し込むことができないという話をよく聞くのですけれども、その辺りの柔軟さ。別に4月じゃなくても、いろいろな時期に必要なに応じ

て入っていけるような仕組みになるのか、あるいは転居が決まっているときに、転居先で申し込むとか。そういう細かい話なのですけれども、利用者の立場から利用がしやすくなるような仕組みについて、現時点で何かあれば、あるいは今後あればということでお伺いしたいと思います。

○海老厚生労働省補佐 今のお話から言うと、まず保育の必要性の認定なのですけれども、保育が必要かどうかをどう判断していくか。欠けるじゃなくて、今度は必要だということで、主には働いていらっしゃる方というのは、今の仕組みとそこは余り変わらないだろうと思っています。更に、求職中の方、あるいは就職のためにいろいろな学校に通われているような方々も、必要だということであれば入っていけるような仕組みになるようにしていきたいと考えています。

ちなみに、今も求職中の方であれ、学校に通っている方であれ、本当は入れるのです。ただ、数が少ないと、どうしてもそこがフルタイムの方でいっぱい、それ以上入れないという事態があったり、そういったものが特に都市部でどうしてもあるという事態があるのだろう。

先ほどの4月入所の話とか転居先の話等も絡んでくるのだと思いますけれども、どうしても4月となっている大きな原因は、数が足りないということが一番大きいのです。保育所というのは、空きがあれば実は毎月入れるのです。10月に例えば育休から復帰される方であっても、仕組みとしては、空きがあれば入れるのです。ただ、空きがないという今の状況だと、どうしても4月スタートとなってしまって、4月以外は皆さん入れないので、ゼロ歳児であっても、4月で育休を切り上げて入ってしまっているという事態が起きているというところがあります。

やはり全体の数を増やしていかないと、この部分はなかなか解決していかないだろうと思っているので、先ほどの説明の中でもございましたけれども、まずはきちんと需給を見込み、計画を立てて、とにかく増やしていくことをきちんとやっていこうということでございます。ただ、働いているお母様方の不安として、そうは言っても、なかなかすぐに決まらなかったり、あるいは直接契約だという話になってきたときに、お子さんを抱えてあちこちに行かなければいけないといったお声もあります。

待機児童がない地域であれば、今も実際に園の方が申込窓口を直接やられているような市町村もありますので、そこはそんなに変わらないのだと思うのですけれども、都市部で待機児童が多いところは、ある程度数が増えてくるまでの間、数をきちんと増やしながらいというのが前提ですけれども、一定程度、市町村が間に立って申込窓口になって、利用調整という形で、今やっているような調整をきちんとしていただくことが必要になってくるのかなと思います。

○鹿嶋会長 はい。

○松下委員 静岡市の例なのですけれども、幼稚園でも預かり保育をやっているところはかなり増えていまして、幼稚園も生き残りをかけているし、長く見てほしいという親も多

い。私たちの職員にも、幼稚園に行っていた子どもを預かり保育の利用で夏休みを乗り切った人がいます。

それから、今、経済的困難な女性のためのパソコン講座をやっていますが、10名募集に20名以上の応募がありました。その中に、子どもの一時保育をやってくれという希望が1人しかいなかったものですから、1人のために大きな部屋を1つ、保育室に押さえてしまうと、ほかに使いたい方が使えなくなってしまうということもあって、保育園に一時預かり制度があるということを職員が調べてきました。こういう講座の受講のために何週間か預かってもらえるかと頼んだら、それも受け入れてもらえました。

母子家庭なので、その方が、将来、就職なさったときに、子どもを保育園に預けるいい訓練にもなるだろうということで、近所の保育園を利用してもらいました。実態としては、柔軟に既にいろいろされているようです。

○鹿嶋会長 総合こども園法ができると、今の児童福祉法の保育に欠ける子という条文は使わなくなるわけですか。

○海老厚生労働省補佐 総合こども園法がというか、こども園給付という形で、給付を保育が必要な方に出しましょうということで、今回、法律を新しく変えておりますので、今は児童福祉法上の保育に欠けるとなっているところについては、保育の必要性がある方に対して支援をするという仕組みに変わっていくことになります。

○鹿嶋会長 前から保育に欠けるじゃなくて、保育の必要な子と改正した方がいいのではないかという議論が常にあるのですけれども、いつも保育に欠けるになっていますね。

○海老厚生労働省補佐 もともとの児童福祉の発想が、戦災で旦那様を亡くされて働きに出るような方に対する支援であったり、本来は御家庭でやられているのが基本の中で、ごく一部の例外の方々のために、欠けているから、そこをサポートしてあげようというのが、もともとの児童福祉の世界であったので、どうしても欠けているという表現であった。今回、その発想を変えていこうということになっておりますので、新しい仕組みの中で必要だということでやっていきたいと思っています。

○鹿嶋会長 子ども・子育て新システムの創設は、これはM字カーブの解消等にいろいろ寄与する、貢献するだろうと思いますので、私どもも是非働きやすいような形を少しでもバックアップするようなものになってほしいと思っております。

この議論は、そろそろいいですか。それでは、内閣府、厚生労働省、文科省の皆さん、どうもありがとうございました。

議論がこれで一通り終わりました。次回は、有識者ヒアリングを行う予定ですが、有識者ヒアリングの後に、引き続き今回のテーマであります「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関し、本調査会としての意見案について議論したいと思っております。本日以降、本調査会の意見の案に盛り込む事項については、皆様方の方で、もしできれば事務局に御提出いただければと思っております。事務局に寄せていただいた案を事務局と私とで議論しまして、それを基に今後議論を進めていくことにしたいのですが、よ

ろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 それでは、そういうふうにしたいと思います。

最後に、事務局から事務的な連絡があれば、お願いします。

○中野渡補佐 本日は、御熱心に調査・審議いただき、どうもありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただき、会長の御確認後、公表させていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の監視専門調査会の日時、場所についてですが、現在、調整中でございますので、事務局から別途御連絡させていただきます。

連絡事項は以上でございます。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○大谷委員 次回の有識者ヒアリングの対象なのですからけれども、現時点でどんな方から伺われるか、何か御予定がありますでしょうか。

○鹿嶋会長 今、何人か候補を挙げています。まだ決定していません。

○大谷委員 本日の調査会の事前に、反差別国際運動の原さんの方から、この監視専門調査会宛てにマイノリティー女性の調査結果についてのヒアリングをしていただきたいという意見書ですか、要望書を出されたと伺ったのですが、どういう方からどういうテーマについてヒアリングするかということがあるかと思うのですけれども、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」ということで、マイノリティー女性の問題というのは非常に重要だと思います。

あと、前にもちょっと申し上げたのですが、この監視専門調査会は、主に女性差別撤廃条約の関係で、委員会からの総括所見の勧告の履行を監視するという面があると思うのですけれども、ほかにもいろいろな国連関係の審査がございまして、今年は UPR、普遍的・定期的審査の第2回が10月31日に行われて、その中でもマイノリティー女性の問題が1つ大きな項目になっていますので、そういう観点からも有識者ヒアリングを検討いただけるとありがたいと思っております。

○鹿嶋会長 マイノリティーの女性については私の方で相談を受けまして、今日は課題が多過ぎますので、今回は議題には入れませんでした。もし必要であれば、議題というよりは、委員の皆さんにペーパーを回すようにします。私の判断で指示したので、御了解いただければと思っております。

それでは、今日はこれで第9回の監視専門調査会を終わります。どうもありがとうございました。